

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社ジーキュー

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	16
3. 事業等のリスク	17
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
5. 重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
第3 設備の状況	27
1. 設備投資等の概要	27
2. 主要な設備の状況	27
3. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	40
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	41
第5 経理の状況	52
1. 財務諸表等	53
(1) 財務諸表	53
(2) 主な資産及び負債の内容	84
(3) その他	85
第6 提出会社の株式事務の概要	86
第7 提出会社の参考情報	87
1. 提出会社の親会社等の情報	87
2. その他の参考情報	87
第二部 提出会社の保証会社等の情報	88
第三部 特別情報	89
第1 連動子会社の最近の財務諸表	89
第四部 株式公開情報	90
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	90
第2 第三者割当等の概況	91
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	91
2. 取得者の概況	93
3. 取得者の株式等の移動状況	94
第3 株主の状況	95
[監査報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年1月22日
【会社名】	株式会社ギークリー
【英訳名】	Geekly, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 貴広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号
【電話番号】	03-6418-9113（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 浅野 大樹人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号
【電話番号】	03-6418-9113（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 浅野 大樹人

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高 (千円)	1,927,783	2,905,922	4,568,439	1,110,924	5,840,727	7,147,966
経常利益 (千円)	567,132	695,456	442,966	230,126	1,198,367	704,739
当期純利益 (千円)	362,704	457,286	372,720	163,701	855,716	493,657
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	600	600	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
純資産額 (千円)	1,735,311	2,192,598	712,109	875,810	2,153,604	2,535,325
総資産額 (千円)	2,255,030	2,887,396	1,845,068	1,877,418	3,204,435	3,892,135
1株当たり純資産額 (円)	2,892,185.61	3,654,330.08	154.25	190.03	192.57	225.78
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	5.00	23.00	13.50
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	604,508.00	762,144.00	41.47	35.78	84.24	44.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.0	75.9	38.2	46.3	67.0	65.0
自己資本利益率 (%)	23.3	23.3	25.7	20.8	56.7	21.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	14.0	13.7	15.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	1,063,632	709,372
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△513,553	△519,076
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	402,611	△111,937
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	1,747,373	1,825,731
従業員数 (人)	74	100	127	156	266	385
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(46)	(54)	(52)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので記載していません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

5. 第10期、第11期及び第12期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 第10期、第11期、第12期及び第13期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しています。当該各数値については、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずるPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。
7. 第14期及び第15期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。
8. 第10期、第11期、第12期及び第13期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
9. 従業員数は、正社員の就業人員であり、契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。平均臨時雇用者数は、各月末の臨時雇用者数合計を月数で割った人数となり（ ）内に外数で記載しております。また、第13期、第14期及び第15期については、平均臨時雇用者数が基準値を上回ったため記載しており、換算方法は各月末の臨時雇用者数を単純平均した実人員ベース（フルタイム換算（FTE）ではなく、8時間換算等の調整を行わない人数）となっております。なお、第10期、第11期及び第12期については、平均臨時雇用者数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
11. 2023年3月28日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から5月31日に変更いたしました。従って、第13期は2023年4月1日から2023年5月31日までの2ヵ月間の変則決算となっております。
12. 当社は、2022年11月30日付で普通株式1株につき15,000株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
14. 当社は、2022年11月30日付で普通株式1株につき15,000株の株式分割を、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第10期、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
1株当たり純資産額 (円)	96.41	121.81	77.12	95.02	192.57	225.78
1株当たり当期純利益 (円)	20.15	25.40	20.73	17.89	84.24	44.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	2.50	11.50	6.75
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、代表取締役社長である奥山貴広により、当時は主流ではなかったIT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介会社として、転職支援を通じて“IT採用のインフラ”を担い、企業の成長を人材面から後押しすることをビジョンとして2011年に設立されました。

設立以降の主な沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2011年8月	東京都港区赤坂において、有料職業紹介事業を事業目的として当社設立
2011年12月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転 IT・Web・ゲーム業界の転職支援サービスを提供開始
2013年7月	本社を東京都渋谷区渋谷内にて移転
2018年12月	初のTVCMを放映
2019年1月	IT業界と転職のイマが分かるオウンドメディア「Geekly Media」を提供開始
2020年1月	本社を東京都渋谷区渋谷内にて移転（旧本社は、現：渋谷第2オフィスとして稼働）
2020年5月	プライバシーマークを取得
2022年1月	IT企業に特化した口コミサイト「Geekly Review」を提供開始
2023年11月	関西エリアへのサービス拡充のため、大阪オフィスを大阪府大阪市北区に開設
2025年2月	本社を東京都渋谷区渋谷内にて移転（旧本社は、現：渋谷第1オフィスとして稼働）

3【事業の内容】

1. 企業理念

当社は、クラウド技術の進展、スマートデバイスの普及、DX/AIの加速により社会構造が大きく変容する中で、「IT人材の適材適所によって成長機会にあふれる社会を創る」をパーパスとして定め、日本社会の労働生産性向上という課題を解消すべく、IT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介事業を展開しております。

また、事業運営にあたっては3つのバリューである「専門性にかける (bet on specialty)」「徹底的にやり続ける (keep on completely)」「安定にこだわる (focus on reliability)」を基盤とし、IT・Web・ゲーム業界に特化することによりIT業界に深い知見を有する専門性の高いアドバイザーによるサービス提供と、効率的かつ安定したオペレーションを強みに、IT人材紹介を通じて社会全体の成長機会創出に貢献しながら、事業成長を目指しております。

2. 事業の概要

a. 人材紹介サービスの概要

当社は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を受け、求人企業と求職者の間に立ち、最適な人材と最適な職場を結び付ける人材紹介サービスを単一セグメントにて展開しております。人材紹介サービスは、企業の採用活動を支援すると同時に、個人のキャリア形成を後押しする社会的役割を担っており、両者にとって満足度の高い雇用関係が成立するよう、マッチングを通じてサポートしております。

b. 求人企業の属性

求人企業は、IT人材を採用するSIer、ITコンサル、インターネット関連企業、ゲーム企業等、IT企業を中心に多岐に渡ります。近年はDX推進やシステム開発部門及び情報システム部門を内製化する動きの広がりに伴い、IT企業以外の企業においてもIT人材の採用ニーズが高まっており、当該企業にも採用の支援をしております。

c. 求職者の属性

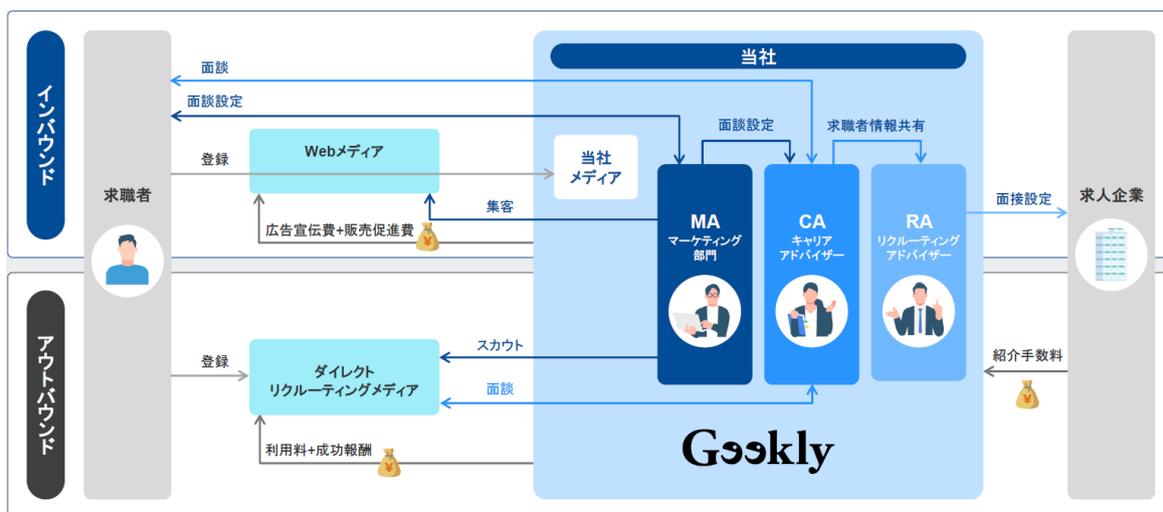
求職者は、IT・Web・ゲーム業界に従事する専門職であり、具体的にはソフトウェアエンジニア、AIエンジニア、ゲーム開発エンジニア等の各種エンジニア職、ITコンサルタント、Webクリエイター、IT営業等が主な職種になります。加えて、AI・IoT・クラウドといった先端技術分野に携わる人材や、企業のDX推進に関わる人材も対象としております。

d. 求職者の集客方法

当社は、求職者の集客について、自社サービスサイトを活用したインバウンド集客と、外部媒体である転職プラットフォームを活用したアウトバウンド集客の双方で行っております。インバウンド集客とは、自社が運営するオウンドメディア及びTVCMや交通広告等の幅広い広告施策によって自社サービスサイトへの登録を促す集客方法となります。一方、アウトバウンド集客とは、求職者が自身の経歴書を他社が運営する転職プラットフォームに登録しており、当該求職者に対してスカウトサービスを通じて直接アプローチを行うダイレクトリクルーティングを活用した集客方法となり、自社サービスサイトだけでは集客できない幅広い層との接点を確保しております。

e. 人材紹介サービスの報酬体系

当社が提供する人材紹介サービスは、求人企業に紹介した求職者の採用が決定し、求職者が入社した時点で求人企業から報酬を受領する完全成功報酬型の報酬体系を採用しております。初期費用等は不要となっており、また、入社後の早期離職に備え、返金制度も導入しております。



f. マーケティング部門（MA）の役割

当社は、求職者の集客から面談設定までの役割をMAが担当いたします。インバウンドの集客においては、Webメディアでの広告宣伝戦略の立案や、SEO対策などの広告運用、当社メディアに登録した求職者との面談設定を担います。また、アウトバウンドの集客においては、ダイレクトリクルーティングメディアなど求職者が登録されている媒体を活用してスカウトメールの送信、面談の設定までを担います。設定した面談に関してCAと情報連携し、求職者にとって伝えた情報が伝わっていないなどのミスを防ぐことでストレスのない面談を実現しております。

g. キャリアアドバイザー（CA）の役割

集客した求職者については、CAが対応いたします。CAが求職者と面談を行い、スキルや経験を把握した上で、アルゴリズムと連動させた独自の基幹システムから求人を紹介し、求職者の応募意思を確認の上、求人企業へ推薦を行います。当社の基幹システムは、CAとの面談で得られた職務経歴、保有スキル、希望条件、キャリア志向等の情報を構造化して蓄積し、求人企業ごとに登録された採用要件や過去の成約実績データと照合する独自アルゴリズムを搭載しております。これにより、単なるキーワード一致にとどまらず、職種・技術領域・キャリアステージ等を総合的に勘案した高精度なマッチングを実現しております。

h. リクルーティングアドバイザー（RA）の役割

当社は、求人企業と求職者を別の部門が担当する業務オペレーションを採用しており、求人企業についてはRAが対応いたします。RAは求人企業を開拓し、求人企業から採用要件等をまとめた求人票を獲得いたします。また、RAは求人票の内容を確認の上、採用要件や求める人物像をヒアリング等を通じて詳細に把握し、求人企業が求める採用要件をCAと連携します。

i. 受注残高の認識方法

求人企業に推薦した求職者が求人企業との面談・選考を経て求人企業に入社することが確定した時点で受注残高を認識することになります。求職者とCAの面談数と、求職者が面談を経て求人企業への入社を決定する率（成約決定率）を乗じて、求職者が求人企業に入社する数（成約数）が算出されます。また、求人企業が求職者に提示した想定年収と、当社が求人企業と事前に取り決めた紹介手数料率を乗じて成約単価が算出されます。当社の受注残高は、成約数と成約単価を乗じることで算出されます。なお、上記の受注残高の認識方法及び収益モデルは、一般的な成功報酬型の人材紹介会社において採用されている方法と相違はありません。

また、本項における「受注残高」とは、求職者の入社が確定したものの売上計上前の案件につき、社内管理目的で集計した数値を指すものであり、法令上の「受注」又は「受注残高」としての継続的・拘束力を伴う受注の残高を意味するものではありません。



j. 売上の計上方法

求職者が求人企業に入社した時点において、受注残高が実現し売上が計上されます。なお、求職者が求人企業に入社後、一定期間内の短期において求人企業を退職した場合に、人材紹介会社では求人企業から受領した成約単価の一部を入社から退職までの期間に応じて返金する制度(早期離職に伴う返金制度)の導入が一般的であり、当社においても導入しております。売上からは、早期離職に伴う返金制度により求人企業に対して返金する金額が、将来発生すると見込まれる金額も含めて控除されます。



3. 主要サービス内容

当社は、IT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介サービスを中心に、求職者及び求人企業双方に対して高付加価値の支援を提供しております。更に、IT業界に深い知見を有するCAによる専門性を活かしたキャリア支援やメディア運営に加え、当社独自のマッチング精度向上の取組を通じて、IT人材の適材適所の実現を目指しております。

a. IT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介サービス

当社は、エンジニア、クリエイター、プロジェクトマネージャーなどのIT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介事業を展開しております。IT業界に対する深い知見と独自のマッチング技術を活用することで、企業には優秀な人材の採用機会を、求職者にはIT業界に特化した専門のCAが、求職者のスキルや経験に基づき最適な転職先を提案し、履歴書・職務経歴書の作成支援や面接対策など転職活動全般をサポートしており、求職者が安心してキャリア選択できる機会を提供しております。

b. Geekly Media (ギークリーメディア)

IT業界に特化した転職情報やキャリア形成支援、業界動向、技術トレンド、企業トップへのインタビュー等を掲載する専門メディアを運営しております。求職者のスキルや志向に応じたキャリア選択を支援し、情報面から転職活動を後押ししております。

c. Geekly Review (ギークリーレビュー)

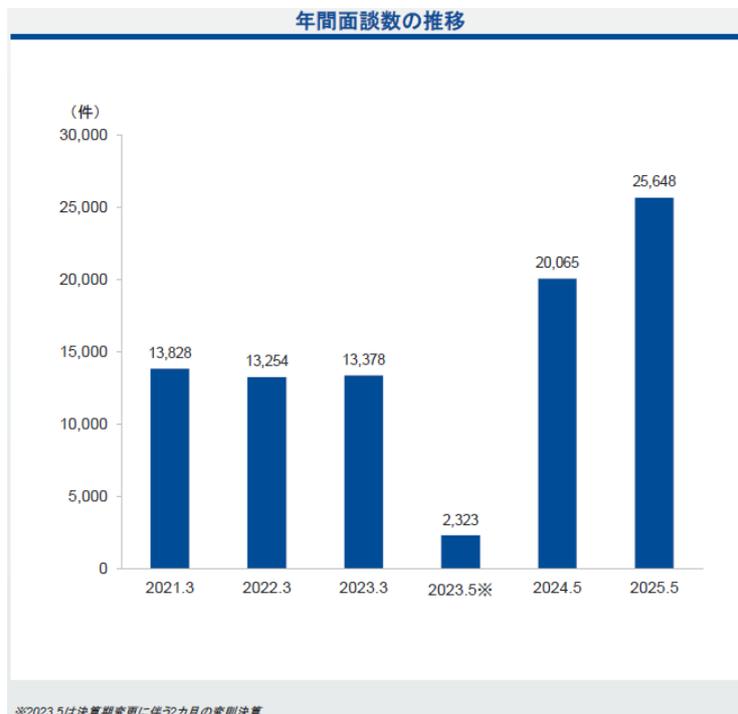
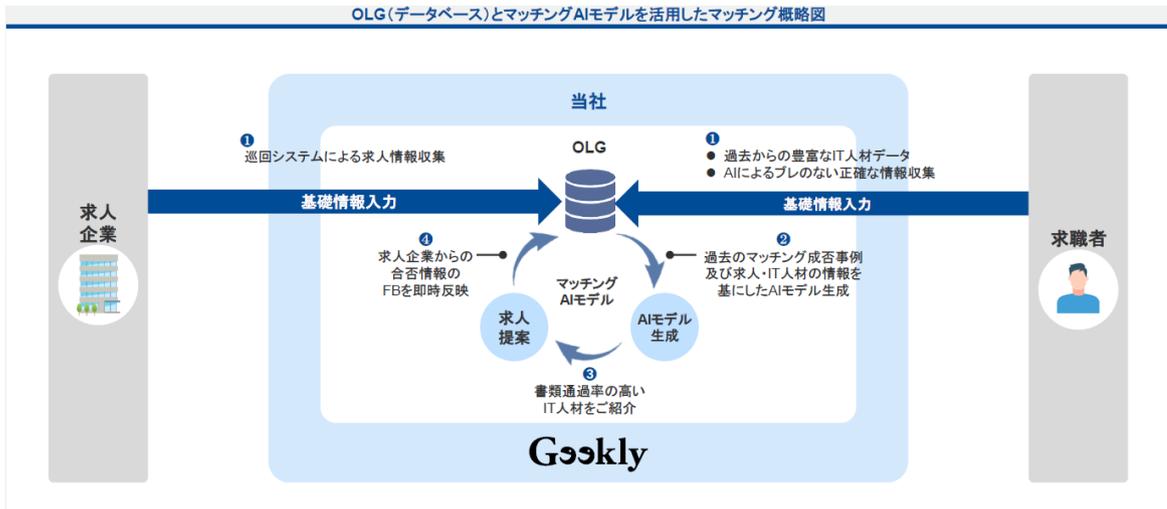
IT業界の企業に関するクチコミ情報や選考体験談を集約したプラットフォームであり、実際の社員や求職者からのレビューを通じて、企業文化や働き方、選考プロセスの傾向を把握できる環境を提供しております。企業の評価・比較機能も備え、求職者に対し有益な情報を提供しております。

4. 事業の特徴

当社の事業の特徴は、以下のとおりであります。

a. 独自構築した基幹システムOLGを活用したオペレーション

当社は、創業以来一貫して基幹システムであるOLGの改修及び機能拡張に取り組んでおります。例えば、過去の求職者に関するITスキルや前職、転職先での役割などのデータを個人が特定できないように加工し蓄積することや、求人案件情報について業種や職種などの項目を細分化し整理することなどのデータ活用の取組になります。当該データを蓄積した結果として求職者との面談ではスキル、ビジネス分野、ビジネスモデルなどの項目について確認すれば成約可能性や求職者の興味などを加味した推薦求人案件が自動でシステムからCAに提案される仕組みなど、効率的かつ安定したオペレーションの構築を進めております。業界未経験でも当社に入社したCAは早期に求職者との面談が可能となり、CAの増加が面談数の増加に繋がった結果として、面談数は2024年5月期の20,065件から2025年5月期は25,648件まで増加しております。



b. CA人材の即戦力化

業務オペレーションについてはOLGの活用によるマッチングの仕組みに加え、動画と文書マニュアルを整備しており未経験者でも早期にCA業務をキャッチアップできる業務環境を構築しております。また、求職者の集客を担うMAが求職者のスカウトや面談設定を行い、求人企業向けの案件獲得は専業のRAが務めるなど、CAとの分業体制を構築することによりCAが習熟しなければならない範囲を限定する体制を敷いております。業務効率化に資するシステム支援と分業体制による習熟範囲の限定によって、未経験でも短期間で戦力化を可能にし、求職者との面談に取り組むCA一人あたりの売上高は、2025年5月期において年間8,800万円を達成しております。当社は創業当時から求職者、求人企業の双方にとって満足度の高いマッチングを心掛けてまいりました。結果として返金が発生する短期離職は全体の2.9%にとどまり、当社のマッチングは97%の求職者、求人企業に満足頂けているものと認識しております。なお、求職者との面談に取り組むCA一人あたりの売上高は、年間売上高を面談CAの人数で除して算出しております。



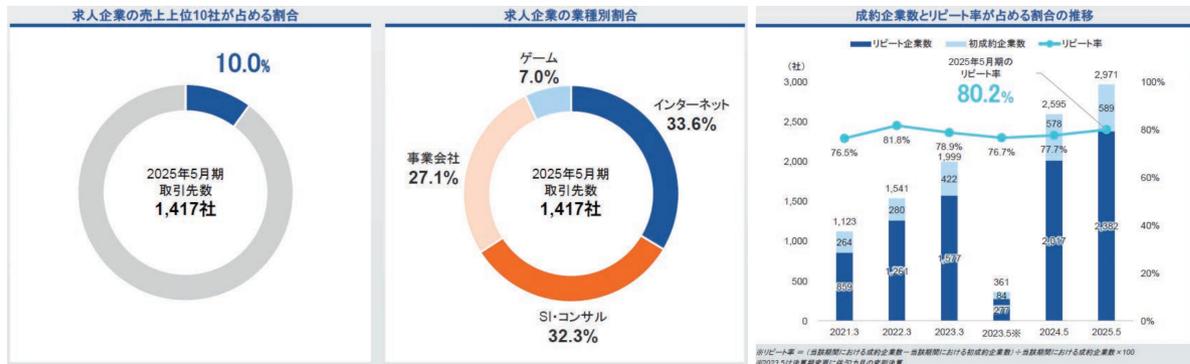
c. 集客チャネルの多様化

求職者の集客において、外部媒体である転職プラットフォームを利用したアウトバウンド集客と並行して、自社サービスサイトを活用したインバウンド集客にも積極的に取り組んでおります。リスティング広告及びアフィリエイト広告等による転職潜在層へのアプローチに加え、YouTubeなどのSNSにも注力し転職潜在層へのアプローチを実施することにより、多様なチャネルから安定的に求職者を獲得できております。その結果、2025年5月期の新規登録者数は93,111人（前年比34.8%増）に達し、自社サービスサイト経由が約半数を占めております。一般に、インバウンド集客は、マスを対象に幅広く認知を獲得するため、転職意欲が顕在化していない求職者も広告の対象となります。一方で、他の人材紹介会社がリーチしていない求職者へのアプローチが可能となることから、成約率はアウトバウンド集客と比較して高くなる傾向にあります。アウトバウンド集客は、転職意欲が顕在化した求職者のみが転職プラットフォームに登録するため、販売促進の対象は限定されますがインバウンド集客とは違う層の集客が可能となります。一方で、転職プラットフォームには他社もアクセスしており競争が激しいことから、成約率はインバウンド集客と比較して低くなる傾向にあります。インバウンド、アウトバウンドの特徴や、過去からの傾向など、集客に関する知見がMAに蓄積されております。MAはインバウンド集客、アウトバウンド集客の集客効率をモニタリングしながら広告宣伝・販売促進の戦略を立案し、外部媒体に頼りすぎない集客と顧客獲得単価の効率化を実現しております。

	インバウンド	アウトバウンド
分業化		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>集客 (MA)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>面談 (CA)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>求人企業対応 (RA)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">マーケティングノウハウ</p> <hr/> <p style="text-align: center;">ITスキルに関する知識</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">IT業界の動向</div> <div style="text-align: center;">IT業界の動向</div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #f96; padding: 5px;">コミュニケーションスキル</p>		
概要と特徴	ブランドが浸透しており、集客が多く、成約率も高い <ul style="list-style-type: none"> 自社サイト オウンドメディア (Geekly Media, Geekly Review) 	インバウンドとは違う層の集客が可能 <ul style="list-style-type: none"> ダイレクトスカウト 転職プラットフォーム
集客	マスを対象に広告するため集客は 多い	対象者が限定されるため集客は 少ない
成約率	他の人材紹介会社がリーチしていない転職潜在層にアプローチできるため成約率は 高い	プラットフォームには他社もアクセスしており競争が激しいため、成約率は 低い
費用	<ul style="list-style-type: none"> 認知度向上のための電車広告費用など (広告宣伝費) リスティング・アフィリエイト等の集客費用 (販売促進費) 	<ul style="list-style-type: none"> ダイレクトリクルーティングのプラットフォーム利用費 (売上原価) 外部媒体のチケット購入費 (販売促進費)

d. 強固かつ多様な顧客基盤

当社の顧客である求人企業にとって満足度の高いマッチングを提供してきたことや、求人企業の多くは、複数名採用を実施していることなどから、求人企業のリピート率（（当該期間における成約企業数÷当該期間における初成約企業数）×100）は2025年5月期で80.2%に達しており、単発の取引にとどまらず、同一の求人企業との取引が反復・継続的に発生しております。継続的に取引する既存顧客に加えて、人材不足を背景とした新規顧客の獲得も進んでおり、2025年5月期の取引先数は1,417社に拡大しております。また、DX推進を背景にIT企業だけでなくIT企業以外の企業においてもIT人材の確保に乗り出していることなどから、当社は幅広い業種の顧客と取引をしております。結果として2025年5月期の売上上位10社の構成比は合計でも10.0%にとどまっており、安定的かつ継続性の高い収益基盤が形成されると考えております。



5. 用語集 (五十音順)

表記	概要
アウトバウンド集客	他社が運営する転職プラットフォーム等に登録している求職者に対し、当社がスカウトを通じて直接アプローチを行う集客方法
アフィリエイト広告	Webサイトやブログ等に広告を掲載し、広告を通じて登録などの成果が発生した場合に、報酬を支払う成果報酬型の広告手法
RPA (アールピーイー)	正式名称: Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) これまで人間が手作業で行っていたパソコン上の定型業務を、ソフトウェアのロボットが代行・自動化するテクノロジー
インバウンド集客	自社運営のWebサイトや広告施策等によって当社サービスサイトへの登録を促し、求職者を獲得する集客方法
SEO対策 (エスイーオー対策)	検索エンジンで自社サイトが上位表示されるよう、サイト構造やコンテンツを最適化し、自然検索からの集客を高める施策
OLG (オルグ)	当社基幹システム
完全成功報酬型	着手金等の初期費用は発生せず、紹介した求職者の入社が決定した時点で初めて、報酬をお支払いいただく報酬体系
CA (キャリアアドバイザー)	求職者との面談を通じて、スキルやキャリアプランを把握し、最適な求人の紹介や転職活動全般の支援を行う専門職
求職者	IT・Web・ゲーム業界への転職を希望する個人
求人企業	当社に人材紹介を依頼する企業。IT企業以外にも、DX推進等でIT人材を求める事業会社も含む
成約数	求職者が求人企業へ入社が決定した数
中堅層	年収400~800万円の求職者
DX (デジタルトランスフォーメーション)	企業がデータとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革すること
デバッグ処理	システムやプログラムに潜む不具合を発見し、原因を特定して修正する一連の作業
ハイクラス	年収1,300万円以上の求職者
ハイレイヤー	年収800~1,300万円の求職者
返金率	求職者が入社後、一定期間内に自己都合で退職した場合に、受領した報酬の一部を企業へ返金する割合 算出式は以下 「1年間における返金件数」÷「1年間における成約件数」×100

表記	概要
MA (マーケティング部門)	インバウンド・アウトバウンドの集客状況を分析し、効果的な広告宣伝・販売促進戦略を立案することで、安定した自社集客と顧客獲得単価の最適化を推進する部門
面談CA (面談キャリアアドバイザー)	求職者と直接面談を実施するCA
有料職業紹介事業	職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行われる事業、当社で行う人材紹介サービスがこれに該当
RA (リクルーティングアドバイザー)	求人企業を担当し、採用課題や求める人物像をヒアリングした上で、最適な人材の採用を支援する専門職
リスティング広告	検索エンジンで特定のキーワードを検索した際に、検索結果ページに連動して表示されるテキスト広告。「検索連動型広告」とも呼ばれ、転職を検討している顕在層へのアプローチに活用

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
382（46）	28.5	2.2	6,079

- (注) 1. 従業員数は、正社員の就業人員であり、契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数（契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 最近日までの1年間において従業員数が94名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い新卒採用及び中途採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておられません。なお、労使関係は円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1.		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
25.0	100.0	79.2	82.2	158.8

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 対象期間：2024年6月1日～2025年5月31日
 正規雇用：正社員の在籍者
 非正規雇用：契約社員の在籍者（パート・アルバイト、派遣社員を除く）
 賃金：経費立替、通勤手当等を除く

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「IT人材の適材適所によって、成長機会にあふれる社会を創る」というパーパスのもと、日本社会の課題である労働生産性の向上に貢献することを経営の基本方針としております。

DXやAI等への期待が高まる一方で、IT人材の不足は企業の生産性向上の妨げとなっており、当社はその構造的な課題の解消に向けて、IT人材の成長に資するキャリア支援を推進しております。当社は今後も、社会課題の解決と事業成長を両立させる取組を通じて、企業・個人・社会それぞれにとって持続的な価値を提供してまいります。

(2) 経営環境

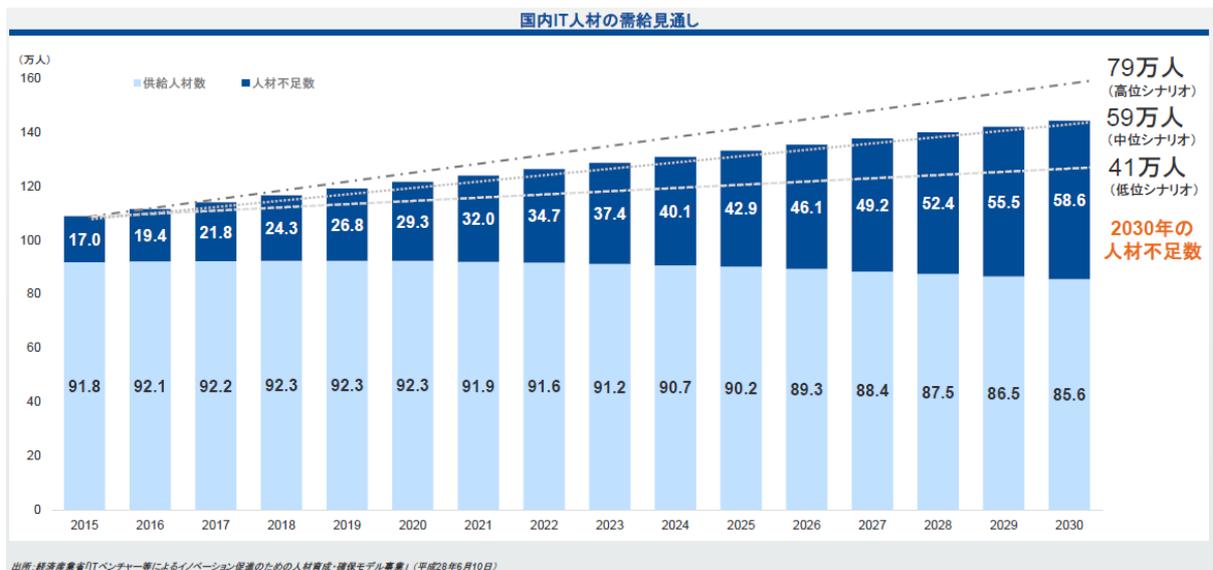
IT分野における技術革新の加速度は顕著であり、人工知能(AI)、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、サイバーセキュリティといった先端技術が日進月歩で進化しております。これにより、必要とされるスキルセットも頻繁に変動し、また、高度な専門スキルの需要が急増していることから、特にAIエンジニアやデータサイエンティストなどの希少なスキルを持つ人材の確保が極めて困難になっております。

リモートワークの普及により地理的な制約が大幅に緩和され、グローバルな人材プールからの採用が可能となった反面、リモート環境での効率的な業務管理とコミュニケーションの確立が新たな課題となっております。また、人材の流動性が高く、特にIT業界では転職率が高いため、企業は優秀な人材の継続雇用に苦勞しております。

更に、国内ではDXやAI対応への需要が旺盛であり、システム開発は設計からプログラミングなど各段階で多くの人材が必要になるため開発を担う人材不足が慢性化しております。経済産業省からは2030年にはIT人材が最大79万人不足すると公表されており、IT人材不足は社会課題になっております。

以上の背景から、2018年より関東圏にてTVCMを放映し認知を獲得した状況下においてIT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介サービスを提供する当社にとっては好環境下と捉えております。





(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、独自のポジショニングをさらに強固なものとしていくため、売上高及び面談C Aの人数を重要な経営指標と位置づけ目標達成に向けて取り組んでおり四半期の推移は以下のとおりであります。

	2025年5月期				2026年5月期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
売上高 (百万円)	1,530	1,982	1,725	1,909	2,071	2,401
面談C A (人)	70	71	72	81	90	90

(4) 人材紹介業界の経営環境

a. 人材紹介業界に求められる役割の変化

人材紹介業界は、景気回復に伴う市場のニーズが活性化しており、特にホワイトカラー職や高度専門職を中心に採用ニーズが急増しております。コロナによる全国的なパンデミックの影響で一時的に縮小した労働市場が再び拡大し、人材紹介事業者は「採用活動の代行機能」から「高度な人材コンサルティングサービス」まで進化を求められております。企業は自社の人材戦略において、今欠けている人材を採用しようとするのではなく中長期的に会社を発展させていくために必要な人材を確保する「タレントアクイジション(TA)」を図っており、人材紹介業界には企業が求めている人材のスキルや適性を精査し、正しい職務に迅速にマッチングさせることが求められております。IT業界やDXを推進する企業の増加により、データサイエンス、クラウド、AI関連の人材需要が急速に高まっている現状を背景に、人材紹介業界は学歴や経験業種・職種を問わず、候補者の業務遂行能力で選考する「スキルベースド・リクルーティング」への対応力を強化する必要があります。

更に、人材紹介業界には、候補者のスキルや適性を高精度に評価し、適切なポジションにマッチングさせるための専門的な知識とマッチング精度を向上させるためテクノロジーの導入が求められております。

また、最新の技術革新に伴い、特にAIエンジニアやクラウドソリューションアーキテクト(企業のIT課題をクラウド技術で解決する専門家)、データアナリストといった高度スキルを有する人材へのニーズが活発化しており、これからの変化に対応しながら人材紹介業界は、人材の仲介という役割ではなく、「データリーダーのタレントマネジメント」及び「採用戦略のパートナー」としての役割を持ち、長期的な優位性を確立するための経営リソースを投入する必要があります。

b. 人材紹介事業の付加価値

人材採用手法の多様化により、求人企業のニーズは複雑化しており、採用媒体上には無数の求人情報が溢れております。この状況は「情報の非対称性」と「情報過多」を助長し、求職者が自力で最適な選択を行うことを困難にさせました。こうした状況下で、膨大な情報から真に価値ある選択肢を提示できる人材紹介事業者の付加価値は飛躍的に高まっております。しかし、市場の成熟に伴い、単なる「情報の仲介」だけでは付加価値にならず、今後は求人企業の真の課題解決と、求職者のキャリア観を深く結びつける「マッチングの高度化」が不可欠になります。人材紹介業界は精緻なコンサルティング能力と介在価値の最大化という「量」ではなく、高度な専門性と人間性に基づく「マッチングの質」が問われるフェーズに突入しております。

(5) 当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題としては、既存事業の拡大、収益性の向上、内部管理体制の整備が重要であると認識しております。

a. サービスの認知度向上

当社は、創業以来、主に関東近郊での事業展開を行ってきたことから、関東以外の地域における認知度が不足していると考えております。当社のパーパスである「IT人材の適材適所によって成長機会にあふれる社会を創る」を実現するためには、サービスの認知度向上が必要不可欠であると考えており、今後、費用対効果を慎重に検討した上で、より幅広い広告宣伝活動を検討してまいります。

b. 優秀人材の確保

人的資本経営が強く求められる潮流の中、顧客満足度を高めるためには、優秀な人材の確保が欠かせないものとなっております。また、当社の成長に応じた組織体系の強化により、人材紹介事業におけるキャリアアドバイザーのみならず、エンジニアや高いスキルを有したトップタレント等の幅広い分野での人材の確保が課題と考えております。継続的に人材採用をするために企業が従業員に提供する有益性を拡充させつつ、社内外の教育研修を通じた育成により当該課題に対応してまいります。

c. 中堅層向けのサービス強化とハイレイヤーへの既存事業領域の拡張

足元で当社のボリュームゾーンとなっている求職者は、平均年収600万円前後のITエンジニアです。ボリュームゾーンとなる中堅層は、プログラミングやデバック処理などを手掛ける未経験者のステップアップの職種となっており、年々増加傾向にあります。また、今後はAIの普及によってプログラミングやデバック処理の仕事が縮小する可能性があり、プログラミングやデバック処理に従事していた人材がITエンジニア領域に流入するスピードが加速する可能性があります。ITエンジニア領域への流入速度が変化した場合、当社は未経験者をCAとして採用できるなどの特徴から、フレキシブルにCAを増員できるため、他社に先駆けてトレンド変化に対応できるものと考えております。また、年収800～1,300万円のハイレイヤー層は、中堅層と比較して人材が少ないため、広告宣伝費や販売促進費など面談C/P/A（広告宣伝費、販売促進費÷面談数）の負担が中堅層よりも重くなる傾向にあります。そのため一定の財務基盤を持った企業のみが参入できる領域となっております。当社は過去からの事業規模拡大に加え、東京証券取引所への新規上場を受けた知名度向上など、ハイレイヤー層へ参入するに十分な財務基盤を確保したものと考え、今後ハイレイヤー層へ事業領域を拡大してまいります。

求職者の構造	年収イメージ	人材サービス企業の構造	Pros/Cons 参入障壁
ハイクラス CTO/専業主任者 ITシニアマネージャー シニアITコンサル etc.....	1,300万円～	ヘッドハンティング会社	Pros <ul style="list-style-type: none"> 成約単価が高い Cons <ul style="list-style-type: none"> TAMが小さい(対象人数が少ない) 初回面談から内定までのリードタイムが長い 参入障壁 <ul style="list-style-type: none"> 成約単価が高い
ハイレイヤー ITアーキテクト ITエキスパート DXコンサルタント プロジェクトマネージャー 流入	800万円～1,300万円		参入障壁 <ul style="list-style-type: none"> 労働条件の説明に加え、業界知見が必要 中堅層と比較して集客コストが高い。広告宣伝費を割ける財務基盤が必要 求職者への認知度が必要
中堅層 プロジェクトリーダー ITエンジニア・デザイナー Webメーカー・IT営業 etc.....	400万円～800万円 (ボリュームゾーンは800万円)	人材紹介会社 Gookly	Pros <ul style="list-style-type: none"> 未経験と比較して成約単価が高い 業界特性から、求人案件の再受注が発生しやすい Cons <ul style="list-style-type: none"> 未経験者と比較して人数が少ない 転職決定のファクターが労働条件以外に増えるためCA育成コストが高い 参入障壁 <ul style="list-style-type: none"> 業界知見が必要 求職者への認知度
未経験 プログラマー デバック処理 etc.....	200万円～400万円 (ボリュームゾーンは300万円)	人材紹介会社 人材派遣会社 (SES含む)	Pros <ul style="list-style-type: none"> ボリューム層のため集客コストが低い 求人案件も複数人のため成約件数が増やしやす 労働条件が転職決定の理由になりやすく、未経験のCAでも成約しやすい Cons <ul style="list-style-type: none"> TAMが小さい(対象人数が少ない) 初回面談から内定までのリードタイムが長い

d. RPAやAI導入によるバックオフィスの業務生産性向上

2026年5月期にCAをサポートする事務部門にてRPAやAIを導入することによる生産性の改善に取り組んでおります。RPAやAIを導入することで、アウトバウンド集客におけるスカウトメールの作成や、求人企業への選考書類提出の作成などの業務における生産性改善が見られ、2024年11月時点ではCA一人あたりに対する他の部門の人員数比率は1:1.3となっていたのに対し、2025年11月時点では同比率が1:1.1となっており改善傾向にあります。今後もMA領域や事務領域へのRPA、AIの導入を進めることで、人員構成比を適正化し、売上高人件費比率の改善に取り組めます。



e. ハイクラス人材領域への事業領域拡大

既存のIT人材紹介領域において、年収1,300万円以上の求職者の領域はヘッドハンティング会社など限られた事業者が手掛ける領域となっております。今後当社はヘッドハンティング会社や一部の人材紹介会社のM&Aを通して、ハイクラス人材領域への参入による事業領域の拡大に取り組めます。また、IT以外の金融、土業などのハイクラス領域における人材紹介を手掛ける企業についてもM&Aを通して事業領域の拡大に取り組めます。



f. 内部管理体制の強化

当社はビジネス上、個人情報という機密性の高い情報を有しております。定期的な社内教育の実施や管理体制の強化に取り組んでおりますが、内部統制の整備と実効性ある運用を通じて、組織の健全なる発展に努めてまいります。

g. 財務上の課題

現状においては、安定的に利益を計上しており、事業継続に支障をきたすような財務上の課題は認識しておりません。今後、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針ですが、自己資金で賄えない部分については金融機関からの借入を優先的に検討いたします。引き続き、手許資金の流動性確保、金融機関との良好な取引関係を維持し、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティを企業ガバナンスの核心に位置付けております。持続可能な成長を実現するために包括的な取組が重要と認識しており、今後、サステナビリティに関する方針を策定し、その進捗状況を定期的に監督してまいります。また、リスク・コンプライアンス委員会がサステナビリティを含むガバナンスに関する施策の策定と実行を担い、その状況を取締役会へ報告していく予定であります。

リスク管理においては、サステナビリティに関連するリスクを体系的に評価し、そのリスクに対処するための体制を整えております。また、法令遵守を徹底するために、内部監査を実施し、コンプライアンスの状況を確認しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社の人材紹介事業におけるサステナビリティ戦略は、倫理的な業務運営、ダイバーシティとインクルージョンの推進、環境への配慮、社員のキャリア開発と福祉の強化に重点を置いております。倫理基準を遵守し、透明性のあるサービスを提供するとともに、多様な人材の活用を促進しております。環境負荷を低減するため、デジタルツールの活用を進め、社員に対しては継続的な教育と福利厚生を提供し、企業全体の持続可能な成長を支えるよう取り組んでおります。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に採用し、全社員に平等な機会を提供することで、企業の成長を支えております。教育プログラムを通じて社員の育成を図り能力を最大限に引き出すとともに、働きやすい職場環境づくりに努めております。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理に関して「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制を構築しております。サステナビリティに関するリスク及び機会の識別、評価、全社的な管理をリスク・コンプライアンス委員会で行っており、優先的に対応すべきリスクの洗い出しについては、当社に与える財務的影響、発生可能性を踏まえ行われております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標

当社は、「(2) 戦略」で述べたとおり人材の多様性の確保を含む人材の育成、社内環境の整備を重要な経営課題として取り組んでおります。

人材の多様性の確保を含む人材の育成に関しては、当社が有している価値観・強み・行動を整理した行動指針を基に育成活動を行うことで、各従業員が持つ才能・潜在能力の見極め及び最大化に努めております。

社内環境の整備に関しては、人材の評価・教育制度の整備を進め、優秀な人材の定着及び既存人材の能力の底上げに努めております。また、従業員とマネージャー（管理職）との定期的な面談（1 on 1面談）を推進し、従業員の仕事満足度や健康状態に対する声を傾聴するとともに、従業員の目標達成のために、面談者がフォローする役割も担っています。面談において、従業員は自身の成長や目標達成状況について話し合うことができ、個別の状況に対応するための具体的な支援を得ることも可能です。これらの取組を通じ、従業員が自身のセルフイメージを高め、自己成長の意欲や組織への貢献意識を高めていくことに努めております。

なお、人材の多様性の確保及び社内環境整備の状況については、従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与に加え、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異等の人的資本関連指標を継続的に把握しております。これらの指標の推移を踏まえ、多様性を尊重した人材育成を推進し、全社員が活躍できる職場環境を整えております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社のリスク管理体制に関しましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境の変化に関するリスク

①経済状況変動・景気変動について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、国内において人材紹介事業を展開していることから、国内経済の変動や市場の動向は、当社の人材紹介サービスに直接的な影響を与える要因となります。景気の後退局面では、企業の採用活動が縮小し、求人数の減少を招くリスクがあり、業界内の競争が激化する中で差別化が図られなければ市場シェアの喪失につながる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、経済動向の継続的なモニタリングを行うとともに、景気変動リスクを比較的受けにくいIT人材を中心とした領域でサービスを展開するとともに、取引先開拓を進めております。

②同業他社との競合について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が展開する人材紹介事業に類するサービスを個別で展開している企業は多数存在することから、今後それら企業による新たな付加価値の提供等により競争力が低下した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、リスクへの対応を強固なものとするために、当社が独自のポジションを築いていると認識するIT人材領域における各サービスの機能強化とサービス間の連携向上に取り組んでまいります。

③IT・Web・ゲーム業界への特化について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社はIT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介事業を展開しているため、当該分野の景気動向や規制の変化に影響を受けやすい事業構造となっております。具体的には、景気後退や求人企業の投資抑制により、開発プロジェクトの縮小や採用需要の減少が生じる可能性や、働き方改革関連法や個人情報保護法、生成AIやデータ利用に関する規制などにより、求人企業の採用計画や人材ニーズに影響を与えるおそれがあります。

加えて、当該分野では高度なスキルを有する人材の供給が限られており、求職者のスキルと求人企業の要望が一致しない場合には、成約決定率の低下により当社の競争力や業績に影響を及ぼす可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、業界動向や技術・法規制の変化を継続的にモニタリングするとともに、IT・Web・ゲーム業界に特化しつつ他の業界にも顧客基盤を広げることにより特定業界への依存度を軽減しております。また、求職者に対するキャリア形成支援を強化し、マッチング精度の向上と競争力の維持・強化に努めております。

④自然災害、有事及び未知の感染症等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の本社所在地は東京都渋谷区にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、テロリズム、戦争等の有事や未知の感染症の蔓延が生じた場合には、外出制限による事業活動の停滞、従業員の全面的な在宅勤務への移行等で当社の事業活動に支障をきたす可能性があるとともに、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

<対応策>

当社は、緊急事態発生時においても事業活動が継続できる体制として、従業員のリモートシステム環境の整備やクラウドによる定期バックアップ、安否確認や情報連絡体制の構築を含めた取組を行っております。

(2) 事業活動に関するリスク

①登録者数・取引先企業数について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の人材紹介事業においては、その事業の性格上、登録者の確保が非常に重要であることから、国内における少子高齢化による将来の労働人口の減少、又は労働市場の変化等によって、求人企業を満足させる人材が確保できない場合には成約数の減少により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

<対応策>

当社は、TVCM・SNS等を活用した広告宣伝により新規登録者を獲得しておりますが、今後より積極的な広告宣伝活動により当社の認知度を向上させ、登録者及び取引先企業の確保に努めてまいります。

②人材の確保及び育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業拡大のために優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しており、当社が求める人材を適切な時期に確保、育成ができなかった場合、また、退職等の事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、人材の採用強化及び社内研修プログラム等による育成を推進するとともに、多様な働き方を支える人事制度導入に向けて取り組んでおります。

③業績の季節的変動について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期あり、影響度：小)

当社の売上高は、4月入社を前提とした求職者が多いことや、年度替わり・賞与支給後のタイミング等に転職ニーズが高まりやすい日本の採用慣行の影響を受け、第4四半期、特に4月に集中する傾向があります。これにより、年間の業績が特定時期に偏りやすく、四半期ごとの業績は季節的に変動し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

最近2事業年度及び第16期中間会計期間における四半期ごとの売上高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	第1四半期 (6月～8月)	第2四半期 (9月～11月)	第3四半期 (12月～2月)	第4四半期 (3月～5月)
2024年5月期	1,313	1,481	1,349	1,696
2025年5月期	1,530	1,982	1,725	1,909
2026年5月期	2,071	2,401		

上記のとおり、第4四半期の売上は年間売上高に対して一定の割合を占める傾向があります。また、月次ベースでは4月単月の売上高が高水準であるなど、季節性による変動が存在します。

<対応策>

当社は、特定時期への業績偏重を可能な範囲で緩和するため、以下の取り組みを継続しております。

- ・通年を通じた求職者の集客活動に加え、複数の転職サイトやSNS広告を活用した定常的な登録促進
- ・法人顧客に対する求人案件の早期獲得や柔軟な入社時期の提案により、成約時期の分散化を図り、期中の売上計上機会の確保

もっとも、4月入社を前提とした採用や年度替わり等に転職ニーズが高まりやすい日本の採用慣行は、人材紹介業界の構造的な要因であり、当社のビジネスモデルもその影響を受けることから、短期的に四半期ごとの業績を完全に平準化することは困難と考えております。

このため、当社は一定の季節的変動が今後も継続することを前提に、通期での業績管理を重視するとともに、コスト配分や人員配置において繁忙期・閑散期を織り込む運営を行い、季節性の影響を踏まえた安定的な経営基盤の維持・強化に努めてまいります。

④転職サイト運営企業の利活用について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、当社Webサイトへ直接会員から登録がある他に、他社が運営する転職サイトを利活用して求職者の転職を支援しております。このため、何らかの理由により他社が運営する転職サイトが停止又は廃止となった場合には、支援できる求職者数の減少により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、より積極的な広告宣伝活動により当社の認知度を向上させ、当社Webサイト経由による会員登録者数増加に努めてまいります。

⑤広告宣伝効果について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、当社サービスの認知度向上及び集客力強化を今後の事業拡大における重要課題の一つとして捉え、TVCM、交通広告、インターネット広告の出稿を始めとした広告宣伝活動を実施しております。出稿媒体や実施時期及びその内容について費用対効果を検討した上で、広告宣伝活動を行っておりますが、広告宣伝効果が十分に得られない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、効果測定を仕組み化し、広告依存を下げながら多様な集客チャネルを育て、単一広告に偏重しないように対策を実施しております。

⑥当社株式の流動性について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しております。上場に際して、売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、当社の流通株式比率は、株式会社東京証券取引所が定めるスタンダード市場の上場維持基準に近接した水準となる見込みであります。

また、将来、大株主による追加取得、株主構成の変化、当社による自己株式の取得その他の要因により、流通株式比率が低下して同上場維持基準を下回った場合には、上場を維持できなくなる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、大株主による売出しの活用、新株予約権の行使その他の資本政策を通じて流通株式数の増加及び当社株式の流動性向上に努める方針であり、継続的な対応により当社株式の売買環境の改善及び安定的な市場での取引の確保を図ってまいります。

⑦システムトラブル・データ管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業運営において社外のクラウドサービスを利用し情報システムを構築しております。このため、当該クラウドサービスでシステム障害が生じた場合や悪意ある第三者による不正アクセスを受けた場合など何らかのトラブルが発生することにより、当社のサービスの運営に障害が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、業績の拡大とともにシステムに関するリスクが増大していくことが見込まれることから、このリスクへの対応として、定期バックアップの実施や障害発生時の社内体制の構築精度を高めていくとともに、リスクを適切に管理するIT統制の実効性向上と内容の充実を図ってまいります。

⑧機密情報の管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が展開する人材紹介事業は、取引先情報及び求職者の個人情報など機密性の高い情報を取り扱うことからプライバシーマークを取得しておりますが、機密情報等の流出が生じた場合には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、全従業員に対して入社時及び定期的に機密情報の取扱いに関する指導・教育を行っております。

⑨コンプライアンス遵守について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、関係者の不正行為等が発生しないよう国内の法令、社内規程及び社内ルール等の遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、コーポレート・ガバナンスの啓もうを行い、全社員に対

して定期的にコンプライアンス研修を実施する等、コンプライアンスに対する意識を高めております。

⑩労務管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の労働時間・労働環境の管理について、労働基準監督署等の調査の結果、当社に違反等が認められ行政指導を受けた場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

<対応策>

当社は、社会保険労務士法人と顧問契約を締結し、人事労務問題全般について助言・指導を受け法令に則り適正な対応を行っております。また、時間外労働時間の管理や年次有給休暇の取得状況については、関係部門に勤怠等の状況を定期的に配信することで違反の未然防止を図り、法令遵守に努めております。

⑪内部管理体制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、今後の事業運営及び事業拡大に対応すべく、管理部門を増員していくことで内部管理体制について一層の充実を図る方針であります。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅延が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、事業拡大に応じた内部統制に関する定期的なモニタリングや改善活動を行い、事業規模に適した統制環境を継続的に整備することで、財政状態及び経営成績への影響を最小化いたします。

⑫大株主について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役社長である奥山貴広、同氏の資産管理会社である株式会社ブリッジインベストメントが、引き続き大株主となる見込みです。同氏及び資産管理会社は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針であります。

同氏は、当社の代表取締役社長であることから、当社といたしましても安定株主であると認識している一方、将来的に何らかの事情により同氏及び資産管理会社により当社株式が売却された場合には、当社の株式市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、代表取締役社長及び資産管理会社を安定株主として引き続き位置付ける一方で、株式の流動性向上と株主層の安定化を目的に、機関投資家や一般投資家への株式分布の拡大に努めてまいります。また、継続的な業績向上と適切な情報開示により、株主全体の信頼確保と市場における株価安定化を図ることで、当社株式の売却が市場に与える影響を最小限に抑制してまいります。

⑬特定人物への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役社長である奥山貴広は、創業者であり、2011年の創業以来代表を務めております。同氏は、人材紹介業界に関する豊富な知識と経験、人脈を有しており、経営方針や事業戦略の決定等において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会及びその他の会議体における情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、代表取締役社長への依存度を低減するため、取締役会等における意思決定プロセスの明確化と権限委譲を進めております。加えて、後継者育成や幹部層の強化を図るとともに、外部専門人材の登用を通じて経営体制を多角化し、特定人物の不在時においても安定的な事業運営が可能となるよう組織基盤の強化に努めてまいります。

⑭求職者の早期自己都合退職による求人企業への返金について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の人材紹介事業は、求職者が求人企業に入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、人材紹介サービス料金の一部を返金する契約を締結しております。何らかの理由により早期自己都合退職者が増加した場合には、返金額の増加により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、紹介先企業への適合度を高めるために、求職者への入念なキャリアカウンセリングや求人企業の採用ニーズの的確な把握を行うとともに、入社後の定着支援を強化しております。これにより、早期退職の発生を抑制し、返金リスクの低減を図ってまいります。

⑮風評被害等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、高品質なサービス提供、コンプライアンスに対する意識の徹底を図り、健全な企業運営に努めております。しかしながら、悪意を持った第三者が、意図的に噂や憶測、ネガティブな評判等を流し、あるいは何らかの事件事故等の発生に伴う悪評が発生することにより、当社に対する誤解、誤認、誇大解釈等が生じ、事業に対して直接又は間接に損失が発生する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、風評被害等に関するリスクが顕在化するおそれがある場合には、速やかに情報開示を行う体制を整え、風評被害等を最小限に抑えるため適切な対応を行う方針であります。

(3) 法的規制・訴訟に関するリスク

①法的規制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、職業安定法に基づいて事業を営んでおり、有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の許可を受けて事業を行っております。本書提出日現在における当該許可にかかる有効期限は2029年11月30日までで、継続して有効期限を適宜更新しております。当社は関係法令を遵守して事業を運営しており、現時点において同許可の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、職業安定法第32条の9に定める有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当若しくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には当社の事業運営に大きな支障を来す結果、財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、将来これらの法令及びその他の関係法令が、労働市場をとりまく社会情勢の変化などに伴って、改正若しくは解釈の変更などがあり、それが当社の営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、職業安定法をはじめとする関係法令の遵守を徹底するため、コンプライアンス体制を整備し、定期的な内部監査や外部専門家による助言を活用しております。また、法改正や行政指導等に迅速に対応できるよう、最新情報の収集と社内規程の適宜改定を行い、許可更新に必要な要件を確実に満たすことで、事業運営への影響を最小限に抑制してまいります。

②個人情報について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、事業運営にあたり多くの求職者に関する個人情報を保有しており、何らかの原因により個人情報が外部に流出した場合は、当社の信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月施行）の規定に則って作成したプライバシーポリシー等の規程に沿って個人情報の管理及び従業員に対する個人情報の取り扱いに関する定期的な教育を行い、個人情報の適切な取り扱いに努めております。また、プライバシーマークの付与認定取得（2020年5月に取得し以後2年ごとに更新）等、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでおります。

③クレーム・訴訟の発生

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、コンプライアンス研修の推進等、役員及び従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社の役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、その他第三者との予期せぬトラブル及び訴訟等が発生する可能性があり、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、役員及び従業員に対するコンプライアンス研修や社内規程の徹底により、法令違反やトラブル発生未然防止に努めております。また、取引先等との契約においては適正な条項の設定によりリスクを軽減すると

もに、万一の訴訟発生時には速やかに外部専門家の助言を受け、適切に対応する体制を整えております。これにより、当社の財政状態及び経営成績への影響を最小限に抑制してまいります。

(4) 財務活動に関するリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社は、役員及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。このため、現在付与している新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があり、当社の株式市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

<対応策>

当社は、株式価値の希薄化リスクを踏まえ、新株予約権の付与に際しては付与対象者や付与数、権利行使条件を適切に設定することで、既存株主への影響を最小化するよう努めております。また、新株予約権の発行目的や潜在株式数の状況については適時適切に開示を行い、株主・投資家に対して十分な情報提供を行うことで、透明性の確保と理解促進に努めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第15期事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（資産）

当事業年度末における資産は3,892,135千円となり、前事業年度末に比べ687,700千円増加しました。これは主に、オフィス移転・増設により有形固定資産が369,830千円増加したほか、保険積立金が108,632千円、現金及び預金が78,357千円、売掛金が65,980千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は1,356,810千円となり、前事業年度末に比べ305,979千円増加しました。これは主に未払金が195,902千円、未払費用が111,606千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は2,535,325千円となり、前事業年度末に比べ381,720千円増加しました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が365,432千円増加したことによるものであります。

第16期中間会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

（資産）

当中間会計期間末における資産は4,625,140千円となり、前事業年度末に比べ733,004千円増加しました。これは主に現金及び預金が581,804千円、売掛金が190,537千円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間会計期間末における負債は1,557,524千円となり、前事業年度末に比べ200,713千円増加しました。これは主に未払法人税等が275,419千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第中間会計期間末における純資産は3,067,615千円となり、前事業年度末に比べ532,290千円増加しました。これは主に、自己株式の消却により自己株式が1,097,916千円、利益剰余金が535,356千円減少したことによるものであります。

②経営成績の状況

第15期事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の堅調な推移により、緩やかに景気回復する一方で、米国関税政策への影響懸念や物価高の継続による個人消費の鈍化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内の雇用情勢については、厚生労働省が公表した2025年5月の有効求人倍率は1.24倍となりました。（「一般職業紹介状況（令和7年5月分）について」厚生労働省調べ）

当社においては、国内企業のITエンジニアに対するニーズの継続、求職者獲得のための販売促進活動の強化、RPAを用いた業務自動化の結果、当事業年度における当社の業績は売上高7,147,966千円（前期比22.4%増）となりました。一方で、求職者獲得コストの上昇に伴い販売促進費が増加したことから、営業利益703,852千円（同41.3%減）、経常利益704,739千円（同41.2%減）、当期純利益493,657千円（同42.3%減）となりました。

なお、当社は人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第16期中間会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や新政権の経済政策への期待を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策による景気の下振れリスクや日中関係の不安定化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内の雇用情勢については、厚生労働省が公表した2025年11月の有効求人倍率は1.18倍となりました。（「一般職業紹介状況（令和7年11月分）について」厚生労働省調べ）

このような市場環境の下、労働人口の縮小に伴う人手不足が継続する中であっても、企業の採用ニーズが底堅

く推移しております。特に、コロナ禍以降に企業活動へ広く浸透したDX推進の定着に加え、近年のAI技術の急速な発展が重なり、IT人材や高度専門職に対する需要は一段と高まりを見せており、IT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介事業を展開する当社にとっては、事業推進に追い風となっております。

当社におきましては、販売促進活動を強化し求職者の獲得を着実に進めるとともに、これらの求職者と面談を行うCA（キャリアアドバイザー）の増員を進めることで体制を強化しており、面談数は増加しております。成約決定率につきましても一定水準を維持しており、その結果、成約数は順調に増加しております。また、賃上げトレンドを背景に想定年収が上昇しているほか、求人企業間の競争激化を背景に紹介手数料率の見直しが進んでおり、その結果、成約単価が上昇しております。

以上の結果、当中間会計期間における当社の業績は、売上高4,473,292千円、営業利益839,815千円、経常利益839,006千円、中間純利益597,262千円となりました。

なお、当社は人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

③キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ78,357千円増加し、1,825,731千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前事業年度と比較して354,260千円減少し、709,372千円となりました。これは主に、資金の増加要因として、税引前当期純利益706,972千円（前年同期は1,197,069千円）、未払金の増加額234,354千円（前年同期は44,775千円の増加）、未払費用の増加額111,606千円（前年同期は918千円の減少）があった一方で、資金の減少要因として、法人税等の支払額409,656千円（前年同期は242,119千円）があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前事業年度と比較して5,523千円減少し、519,076千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、有形固定資産の取得による支出380,802千円（前年同期は134,689千円）、保険積立金の積立による支出108,632千円（前年同期は97,440千円）があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前事業年度と比較して514,548千円減少し、111,937千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、配当金の支払額128,225千円があったことによるものであります。

第16期中間会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ581,804千円増加し、2,407,535千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は650,974千円となりました。これは主に、資金の増加要因として、税引前中間純利益839,006千円の計上があった一方で、資金の減少要因として、売上債権の増加額179,390千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は4,198千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、有形固定資産の取得による支出2,697千円及び敷金・保証金の差入による支出1,500千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は64,971千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、配当金の支払額による支出75,606千円があったことによるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社の提供するサービスの性質上、法令上の「受注の状況」に該当する継続的・拘束力に該当する受注は把握しておりません。このため、受注実績（受注高）に関する記載は省略しております。

一方、「第1 企業の概況 3 事業の内容 2. 事業の概要 i. 受注残高の認識方法」において開示している「受注残高」は、求職者の入社が確定したものの売上計上前の案件につき、社内管理目的で集計した当社独自の管理数値を指すものであり、法令上の「受注」又は「受注残高」としての継続的・拘束力を伴う受注の残高を意味するものではありません。

c. 販売実績

当事業年度及び第16期中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人材紹介事業の単一セグメント及び単一サービスであるため、人材紹介事業について記載しております。

(単位：千円)

サービスの名称	第15期事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		第16期中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
	販売高 (千円)	前期比 (%)	販売高 (千円)
人材紹介事業	7,147,966	122.4	4,473,292
合計	7,147,966	122.4	4,473,292

(注) 最近2事業年度及び第16期中間会計期間においては、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。その作成において、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。なお、当社では、当該仮定の下、会計上の見積りについて継続的に検討を行っておりますが、現時点において翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に及ぼす重度な影響は認識しておりません。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第15期事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、7,147,966千円 (前期比22.4%増) となりました。これは主に、求職者獲得のための販売促進活動によって登録者数を大幅に増加させたことや、求人企業数の拡大によるものであります。

(売上原価・売上総利益)

当事業年度における売上総利益は、売上高の増加に伴い6,389,237千円 (同25.3%増) となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は5,685,384千円 (同45.7%増) となりました。これは主に、求職者獲得コストの上昇に伴い販売促進費が増加したことや、事業拡大に伴い従業員数が増加し、人件費が増加したことによるものであります。その結果、営業利益は703,852千円 (同41.3%減) となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当事業年度における営業外収益は主に受取利息や助成金収入の計上により2,566千円、営業外費用は主に長期前払費用償却の計上により1,680千円となりました。その結果、経常利益は704,739千円(同41.2%減)となりました。

(特別利益・特別損失・当期純利益)

当事業年度において特別損失の計上は無く、特別利益は社用車1台を売却したことによる固定資産売却益2,232千円がありました。この結果、当期純利益は493,657千円(同42.3%減)となりました。

第16期中間会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

(売上高)

当中間会計期間における売上高は、4,473,292千円となりました。これは主に、販売促進活動の強化やC Aの増員により成約数が増加したことに加え、賃上げトレンドを背景とした求職者の想定年収の上昇や、求人企業間の競争激化に伴う紹介手数料率の見直しにより成約単価が上昇したことによるものであります。

(売上原価・売上総利益)

当中間会計期間における売上総利益は、売上高の増加に伴い4,011,041千円となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は3,171,226千円となりました。これは主に求職者獲得コストの上昇に伴い販売促進費が増加したことや、事業拡大に伴い従業員数が増加し、人件費が増加したことによるものであります。その結果、営業利益は839,815千円となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当中間会計期間における営業外収益は主に受取利息や助成金収入の計上により3,068千円、営業外費用は主に株式交付費の計上により3,877千円となりました。その結果、経常利益は839,006千円となりました。

(特別利益・特別損失・中間純利益)

当中間会計期間において特別利益及び特別損失の計上は無く、その結果、中間純利益は597,262千円となりました。

③財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」をご参照ください。

④キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社における運転資金需要のうち主なものは、人件費及び広告宣伝費等の営業費用であり、必要な資金は原則として自己資金で賄っております。なお、当社の当事業年度末における現金及び預金の残高は1,825,731千円、流動比率は202.6%であり、借入金等の有利子負債の残高もないことから、事業運営上十分な資金の流動性が担保されているものと認識しております。

⑤経営成績に重要な影響を与える要因

「3 事業等のリスク」をご参照ください。

⑥経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当事業年度における設備投資（無形固定資産を含む）の総額は461,063千円となり、主にオフィス移転・増設、従業員向けPCの購入によるものであります。なお、当社は人材紹介事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

第16期中間会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間会計期間の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は2,628千円となり、主にオフィスレイアウト変更によるものであります。なお、当社は人材紹介事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当中間会計期間における重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年5月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社	東京都渋谷区	事務所設備等	292,897	20,960	313,857	43 (6)
渋谷第1オフィス	東京都渋谷区	事務所設備等	63,647	10,561	74,208	215 (13)
渋谷第2オフィス	東京都渋谷区	事務所設備等	12,856	2,948	15,804	66 (1)
渋谷第3オフィス	東京都渋谷区	事務所設備等	7,851	5,063	12,914	40 (21)
大阪オフィス	大阪府大阪市北区	事務所設備等	25,257	3,490	28,747	21 (11)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. オフィス等の建物は賃借しており、その年間賃借料は、259,664千円であります。
3. 従業員数は、正社員の就業人員であり、契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数（契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。
4. 当社は人材紹介事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 第16期中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年12月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	51,220,000
計	51,220,000

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議及び2025年8月15日開催の定時株主総会決議により、2025年9月1日付で株式分割を含む定款の変更を行い、発行可能株式総数は15,220,000株増加し、51,220,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,805,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	12,805,000	—	—

(注) 1. 2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割するとともに、同日付で自己株式5,195,000株を消却しております。これにより、発行済株式総数は3,805,000株増加し、12,805,000株となっております。

2. 2025年8月15日開催の定時株主総会決議により、2025年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	350,000 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 350,000 [700,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	320 [160] (注) 3
新株予約権の行使期間※	自 2024年12月27日 至 2032年11月26日 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 335.58 [167.79] 資本組入額 168 [84] (注) 8
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※最近事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」

及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき 15.58 円で有償発行しております。

2. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は 2 株であります。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てます。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）の調整方法は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。

5. 新株予約権の取得事由は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の

数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記(注)2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案し、上記(注)3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の表に記載の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の表に記載の新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(注)4. に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の表に記載の事項に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記(注)5. に準じて決定する。

7. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

第2回新株予約権

決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 (注) 7
新株予約権の数(個)※	300,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 300,000 [600,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	320 [160] (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2024年12月27日 至 2032年11月26日 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 320 [160] 資本組入額 160 [80]
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は2株であります。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整します。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てます。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）の調整方法は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案し、上記(注) 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案し、上記(注) 2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の表に記載の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の表に記載の新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記の表に記載の事項に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
上記(注) 4. に準じて決定する。
6. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。
7. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19 (注) 7
新株予約権の数(個)※	58,000 [48,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 58,000 [96,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	320 [160] (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2024年12月27日 至 2032年11月26日 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 320 [160] 資本組入額 160 [80]
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は2株であります。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てます。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその

他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）の調整方法は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間及び株式公開から12ヵ月が経過する日までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案し、上記

(注) 2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の表に記載の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の表に記載の新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3. に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の表に記載の事項に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記(注)4. に準じて決定する。

6. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

7. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員9名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 3 (注) 9
新株予約権の数(個)※	62,000 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 62,000 [124,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	320 [160] (注) 3
新株予約権の行使期間※	自 2024年12月27日 至 2032年11月26日 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 335.58 [167.79] 資本組入額 168 [84] (注) 8
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※最近事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき15.58円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は2株であります。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てます。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）の調整方法は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間及び株式公開から12ヵ月が経過する日までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 前記（1）の規定にかかわらず、株式公開から12ヵ月経過後から24ヵ月が経過する日までの期間においては、新株予約権者が行使できる新株予約権の上限数は、各新株予約権者が割当を受けた本新株予約権数の半数に相当する数とし、株式公開から24ヵ月が経過した後においては、各新株予約権者が割当を受けた全部の本新株予約権について、上限の制限なく行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

5. 新株予約権の取得事由は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記（注）2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案し、上記(注) 3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記の表に記載の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の表に記載の新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記(注) 4. に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記の表に記載の事項に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
 上記(注) 5. に準じて決定する。
7. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
9. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名及び社外協力者2名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年8月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	34,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 34,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	355 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2027年8月16日 至 2035年7月15日 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 355 資本組入額 177.5
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2025年5月31日)以降に新株予約権を付与しているため、提出日の前月末現在(2025年12月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整します。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てます。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）の調整方法は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間及び株式公開の日後12ヵ月を経過する日までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記（注）1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案し、上記（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の表に記載の新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の表に記載の新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3. に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の表に記載の事項に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記(注)4. に準じて決定する。

6. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年11月30日 (注)1	8,999,400	9,000,000	—	30,000	—	—
2025年8月31日 (注)2	9,000,000	18,000,000	—	30,000	—	—
2025年8月31日 (注)2	△5,195,000	12,805,000	—	30,000	—	—

(注)1. 2022年11月1日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年11月30日付で普通株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。

2. 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の株式分割及び自己株式5,195,000株の消却を行っております。

(4)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	3	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	72,000	—	—	56,050	128,050	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	56.23	—	—	43.77	100	—

(注)自己株式1,574,000株は、「個人その他」に15,740単元を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 1,574,000 普通株式	—	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,231,000	112,310	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,805,000	—	—
総株主の議決権	—	112,310	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ギークリー	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	1,574,000	—	1,574,000	12.29
計	—	1,574,000	—	1,574,000	12.29

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	5,195,000	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (第三者割当による自己株式の処分)	25,500	16,287,500	30,000	10,635,000
保有自己株式数	3,399,500	—	1,574,000	—

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の最近期間の「株式数」は当該株式分割後の数値を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを重視し、累進配当を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ、今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく方針としております。

当社は剰余金を配当する場合は、期末配当の年1回を基本方針としております。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定めております。剰余金の配当を行う場合、配当の決定機関は取締役会であり、毎年5月31日を基準日とした期末配当、毎年11月30日を基準日とした中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり13.5円といたしました。この結果、当事業年度の配当性向は15.3%となりました。

基準日が第14期事業年度及び第15期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年8月16日 定時株主総会決議	128,225	23.0
2025年8月15日 定時株主総会決議	75,606	13.5

(注) 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「IT人材の適材適所によって成長機会にあふれる社会を創る」というパーパスのもと、日本社会が抱える労働生産性の向上という課題の解決に取り組み、IT人材の成長に資するキャリア支援を通じて、企業・個人・社会の持続的な成長に貢献することを経営の基本方針としております。

このような社会的意義のある事業を長期にわたって継続的に推進していくためには、すべてのステークホルダーに対し、価値ある企業として信頼される経営体制の確立が不可欠であると認識しております。

当社は、質の高い経営（経営の適法性・透明性・健全性・公平性）を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当該機関設計を採用する理由としては、少数精鋭の効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社の事業内容や内部情報に精通している業務執行取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、また、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外監査役を含む監査役会による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しているためです。また、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントの実施を行うためリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、業務執行取締役の報酬決定プロセスに透明性を確保することを目的として報酬委員会を設置しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役6名（代表取締役社長奥山貴広、取締役西内信、取締役浅野大樹人、取締役永井正樹、社外取締役今西紘子、社外取締役浅井耕作）で構成され、監査役3名（常勤社外監査役秋山裕子、非常勤社外監査役松木大輔、非常勤社外監査役波多野淳）の出席のもと、代表取締役社長である奥山貴広を議長とし、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、「取締役会規程」で決められた事項に基づき、業務執行に関する重要事項を決定しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は常勤社外監査役である秋山裕子、非常勤社外監査役松木大輔及び非常勤社外監査役波多野淳の3名で構成されており、常勤社外監査役である秋山裕子を議長とし、毎月1回開催する定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や他の重要な会議等に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査担当者等との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から監査方針及び監査計画等を聴取し、監査の結果について随時報告又は説明を受けるなどを行い、会計監査人と相互連携を図っております。また、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

c. 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な会計監査を受けております。また、会計監査人、監査役会及び内部監査担当者は、四半期ごとに開催される三様監査にて相互の監査結果などについての説明と報告を行い監査品質の向上を図っております。

d. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者が担当しており、「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を実施計画に基づいて定期的に行い、法令やコンプライアンスの遵守と透明かつ効率的な経営の観点から業務執行状況の監査を行い、適宜改善や助言、提案を行っております。

監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告しており、監査役及び会計監査人と連携し監査に必要な情報の共有化を図っております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、取締役6名（代表取締役社長奥山貴広、取締役西内信、取締役浅野大樹人、取締役永井正樹、社外取締役今西紘子、社外取締役浅井耕作）で構成され、代表取締役社長である奥山貴広を委員長とし、監査役3名（常勤社外監査役秋山裕子、非常勤社外監査役松木大輔、非常勤社外監査役波多野淳）もオブザーバーとして出席しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1回以上開催し、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理に必要な情報を共有し、リスク管理体制の継続的な評価を実施しております。また、「リスク・コンプライアンス規程」及び「内部監査規程」に基づき、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上を図ることで、健全な企業運営体制の確立に努めております。

f. 報酬委員会

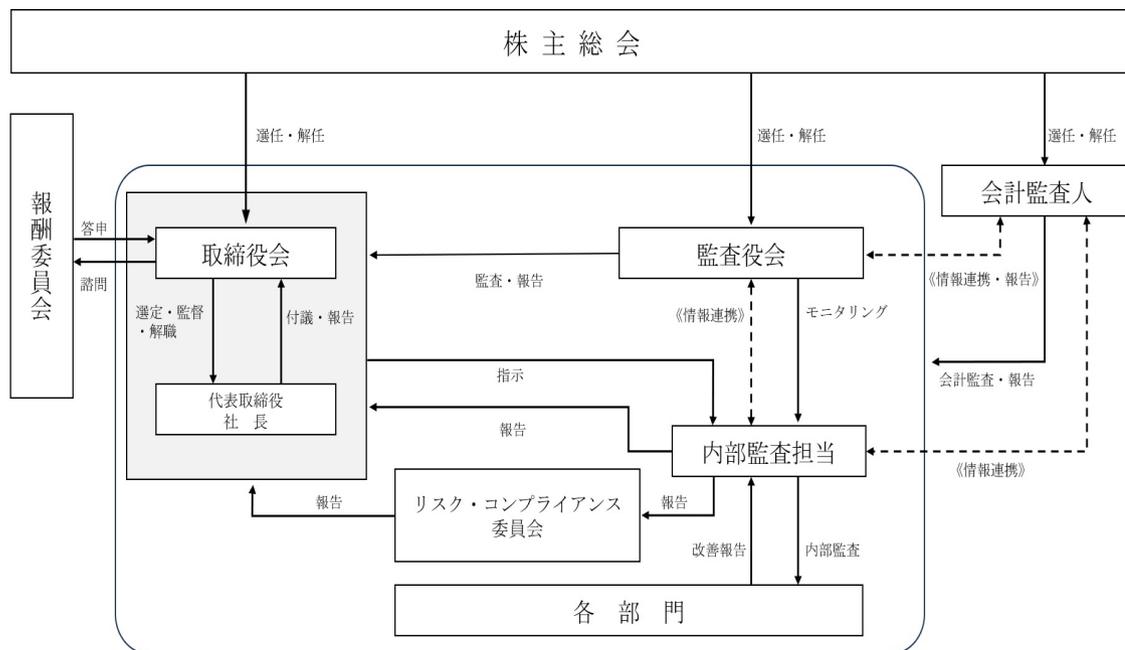
当社は、取締役の報酬に関する事項の決定に関して公正性、透明性、客観性を強化するため、取締役3名（代表取締役社長奥山貴広、社外取締役今西紘子、社外取締役浅井耕作）、監査役1名（常勤社外監査役である秋山裕子）で構成し、社外取締役である今西紘子を委員長とする任意の委員会として報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性および客観性ならびに説明責任の強化を目的として、次の事項について審議し、取締役会に対して助言および提言を行っております。

- (1) 取締役報酬の基本方針に関する事項
- (2) 取締役報酬の内容の決定に関する事項
- (3) その他経営上の重要事項のうち、取締役会が必要と認めた事項

なお、最近事業年度において、当社は報酬委員会を2回開催しております。

上記を踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンス体制を図で示すと以下のとおりであります。



③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するために、以下の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を定め、かかる基本方針に則り、内部統制の体制の整備及び運用をしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
- (2) 当社の基本的な行動基準を示した行動指針は、従業員全員に公開され周知されている。また、取締役及び従業員の役職等に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図る。

- (3) コンプライアンス担当役員であるコーポレート ディビジョン管掌取締役は、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはリスク・コンプライアンス委員会にてP D C A管理を行う。
また、内部監査担当者は、各ディビジョンとの連携を通じて内部監査の実効性を確保することにより、コンプライアンスの実践・向上に資する体制を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存及び情報の有効活用のために、取締役会議事録などは文書保管管理規程に従い書面又は電磁的媒体に記録し保存及び管理を行う。
 - (2) 当社は、情報資産の適切な保護を徹底するため、情報システム管理規程に定める情報セキュリティ基本方針により、情報の適正な管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の全社的なリスクマネジメントを推進するため、リスク・コンプライアンス委員会においてリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
 - (2) 重大なリスクが顕在化した場合又は大規模災害が発生した場合などの緊急時には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各取締役は業務を分担管掌することで、機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役会審議の活性化及び実質化と監督機能強化を図る。
 - (2) 定時取締役会を月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、各取締役が管掌するディビジョンの報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために、管掌取締役をメンバーとする会議を必要に応じて開催し重要課題への確に対応する。
 - (3) 経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等、経営の効率化を図るために、職務権限規程及び業務分掌規程を整備し適宜見直しを図る。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が職務執行を補助する使用人を求めた場合は、監査役とコーポレート ディビジョン管掌役員が協議して人選を行う。なお、監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権は監査役が有する。
 - (2) 各ディビジョンは、監査役の職務を補助する使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
6. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役への報告は、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果などを取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において報告する体制を図る。
 - (2) 内部通報制度により従業員の法令等違反行為については、コーポレート ディビジョンから監査役へ報告する。なお、内部通報をした者及び監査役へ直接報告した者が、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役が、職務の執行について生じた費用の請求をした場合は適切に対応する。
 - (2) 代表取締役及び取締役は、監査役との定期的な会議において監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査役と内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図る。
8. 財務報告の適正性を確保するための体制
金融商品取引法における当社の内部統制は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め必要な内部統制体制を整備する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、反社会的勢力と一切のかかわりを持ってはいけない旨及びいかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない旨を定め、教育研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを評価し、その対応策につき必要な措置を講じることとしております。また、「内部通報制度規程」に基づき、内部通報窓口を社内及び社外に設置しており、従業員が法令又は社内規程違反等を発見した場合に、通報できる仕組みを設けております。

c. 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役の職務執行に関する責任を合理的な範囲で限定することを目的として、会社法第427条第1項及び第423条第1項に基づき、責任限定契約を締結しております。具体的には、善管注意義務違反又は重大な過失がない限り、会社に対する損害賠償責任を法定の範囲内で限定する契約となっております。

現時点においては、社外取締役及び監査役との間に独立性を維持しつつ、役員の方うリスク管理の観点から契約を締結しております。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務執行に伴い方う可能性のある損害賠償責任を補償するため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。

本保険契約では、当社が被保険者である取締役及び監査役の保険料全額を負担しており、被保険者が善意かつ重大な過失がない範囲において、損害賠償責任を補償する内容となっております。

e. 取締役の定数

当社は、取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってすることとしております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営と迅速な意思決定を図るため、定足数を会社法上の原則である「過半数の出席」より緩和し、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

h. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としたものであります。

i. 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

j. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的として会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

- k. 最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況

1. 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
奥山 貴広	13回	13回
西内 信	13回	13回
浅野 大樹人	13回	13回
今西 紘子	13回	13回
浅井 耕作	13回	13回

取締役会における具体的な検討内容は、中期経営計画、事業計画、ガバナンス体制などであります。中期経営計画や事業計画に関しては、各戦略が適切に実行されているか等、推進状況の確認を行うことに加え、事業環境の変化から生じる各種経営課題に対して確認を行い、対応策を議論しております。なお、最近事業年度においては、中期経営計画及び事業計画の議論を通じて、事業拡大を見据えた人材採用及び人材育成についての検討をしております。

2. 報酬委員会の活動内容

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として2024年4月17日に報酬委員会を設置しております。本委員会は取締役会の決議によって選定された3名の取締役及び1名の監査役で構成されており、うち2名は社外取締役となっており1名は社外監査役となっております。報酬委員会は、予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて随時開催しております。

なお、最近事業年度において、当社は報酬委員会を2回開催しております。

氏名	開催回数	出席回数
奥山 貴広	2回	2回
今西 紘子	2回	2回
浅井 耕作	2回	2回
秋山 裕子	2回	2回

3. リスク・コンプライアンス委員会の活動状況

当社は、リスクの低減措置及びコンプライアンス遵守を目的に、取締役会の諮問機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、代表取締役社長を委員長、取締役を委員として構成し、監査役はオブザーバーとして出席しております。活動状況としましては、四半期に1度開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項の審議やモニタリング実施等による全社評価を行っております。

氏名	開催回数	出席回数
奥山 貴広	2回	2回
西内 信	2回	2回
浅野 大樹人	2回	2回
永井 正樹	2回	2回
今西 紘子	2回	2回
浅井 耕作	2回	2回
秋山 裕子	2回	2回
松木 大輔	2回	2回
波多野 淳	2回	2回

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	奥山 貴広	1976年5月14日生	2000年4月 ㈱ベンチャーコントロール入社 2000年11月 ㈱ネオキャリア入社 2001年12月 同社取締役就任 2007年6月 ㈱就活カレッジ取締役就任 2011年8月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2013年9月 ㈱ネオキャリア監査役就任 2014年5月 ㈱アーキスト設立 代表取締役就任 (現任) 2023年4月 ㈱ブリッジインベストメント設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	3,950,000
取締役	西内 信	1978年6月23日生	2002年4月 ㈱すかいらく (現: ㈱すかいらくホールディングス) 入社 2004年8月 ㈱シーファイブ入社 2010年9月 ㈱ネオキャリア入社 2011年12月 当社入社 2014年4月 当社監査役就任 2017年5月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	浅野 大樹人	1980年7月13日生	2003年4月 ツルタ電機㈱入社 2006年9月 東京共同会計事務所入所 2012年3月 浅野大樹人税理士事務所設立 代表就任 (現任) 2012年10月 ㈱ココカラファイン (現: ㈱ココカラファイングループ) 入社 2014年9月 ㈱ネオキャリア入社 2020年12月 スtockマーク㈱入社 2022年12月 当社入社 2023年4月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	永井 正樹	1972年5月25日生	1996年4月 ㈱インテリジェンス (現: パーソルキャリア) 入社 1999年10月 ㈱フォアフロントアンドカンパニー転籍 2002年11月 ㈱フォアフロントシステムズ取締役就任 2005年1月 ㈱ピーススタイル入社 2007年7月 ㈱ブレイン・ラボ 代表取締役副社長就任 2010年12月 同社代表取締役社長就任 2011年1月 ㈱B Lコンサルティング入社 代表取締役社長就任 2015年8月 エイジイ㈱監査役就任 2015年9月 ㈱B N G パートナーズ社外取締役就任 2017年12月 合同会社永井設立 代表社員就任 2018年8月 ㈱システムラボ設立 代表取締役就任 (現任) 2025年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	今西 紘子	1987年10月17日生	2010年4月 あずさ監査法人 (現: 有限責任あずさ監査法人) 入所 2012年5月 ㈱ダーツライブ入社 2012年12月 P w C あらた有限責任監査法人 (現: P w C J a p a n 有限責任監査法人) 入所 2021年9月 今西紘子公認会計士事務所設立 代表就任 (現任) 2021年11月 スtockマーク㈱監査役就任 2021年12月 今西紘子税理士事務所設立 代表就任 2023年2月 ㈱ダブルエイチ設立 代表取締役就任 (現任) 2023年4月 当社取締役就任 (現任) 2024年5月 ㈱A n t w a y 監査役就任 (現任) 2024年6月 ジャパンマシナリー㈱取締役就任 (現任) 2025年6月 社会福祉法人愛隣会評議員就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	浅井 耕作	1983年7月24日生	2006年4月 野村證券㈱入社 2022年1月 A u x i l i a r y P a r t n e r s 株式会社 (現: C O P a r t n e r s 株式会社) 設立 代表取締役就任 (現任) 2022年6月 ㈱ファンデリー監査役就任 (現任) 2022年11月 ㈱m i r r o r b a l l 取締役就任 (現任) 2023年9月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	秋山 裕子	1985年4月19日生	2012年2月 EY新日本有限責任監査法人入所 2023年4月 当社監査役就任（現任） 2023年4月 秋山公認会計士事務所設立 代表就任（現任）	(注) 4	—
監査役	松木 大輔	1977年12月23日生	2004年4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 角家・江木法律事務所入所 2007年10月 ㈱オンライン監査役就任 2011年6月 地盤ネットホールディングス㈱監査役就任（現任） 2012年4月 松木法律事務所設立 代表就任（現任） 2013年2月 医療法人社団杉浦医院治験審査委員会 治験審査委員就任（現任） 2013年6月 ㈱A-S T A R 監査役就任 2013年9月 ㈱G r e a t e r F u k u o k a 監査役就任 2014年10月 地盤ネット㈱監査役就任 2015年2月 (一社) 4 0 s エンジェル理事就任 2015年6月 S C Mクラウド㈱監査役就任 2015年12月 S t o c k T e c h ㈱取締役就任（監査等委員） (現任) 2016年2月 ㈱ウィルゲート取締役就任（監査等委員）（現任） 2016年6月 ㈱駅探取締役就任 2016年7月 地盤ネット総合研究所㈱監査役就任 2017年1月 ㈱グッドコムアセット取締役就任 2017年9月 ㈱エードット（現：㈱B i r d m a n）取締役（監査等委員）就任 2020年6月 ㈱B R I 取締役就任（現任） 2020年9月 アルファアーキテクト㈱取締役（監査等委員）就任 2021年12月 ネットスマイル㈱監査役就任（現任） 2023年4月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	波多野 淳	1977年2月21日生	2006年1月 ㈱フルキャスト（現：㈱フルキャストホールディングス）入社 2008年5月 ㈱マーケティングスクエア 監査役就任 2013年5月 武田社会保険労務士事務所入所 2014年1月 社会保険労務士 波多野事務所設立 代表就任 2016年11月 すばる評価審査機構㈱取締役就任 2017年11月 社会保険労務士法人エンチカ設立 代表社員就任 (現任) 2019年7月 ㈱アンサンヒーローズ設立 代表取締役就任 (現任) 2020年1月 ㈱ビッグワーク取締役就任 2023年4月 当社監査役就任（現任） 2025年2月 ㈱ビッグワーク監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					3,950,000

- (注) 1. 取締役 今西紘子、浅井耕作は、社外取締役であります。
2. 監査役 秋山裕子、松木大輔、波多野淳は、社外監査役であります。
3. 2025年8月15日開催の定時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2025年8月15日開催の定時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。

②社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名、計5名選任しており、当社と社外役員5名との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外取締役今西紘子は、公認会計士資格を有し監査法人勤務経験及び企業経営に携わった実績があり、社外取締役浅井耕作は、長年の証券会社勤務経験及び企業経営に携わった実績を有しております。その豊富な知識と経験により、当社の経営執行に対し独立した立場より助言いただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し社外取締役として選任しております。

当社の社外監査役秋山裕子は、公認会計士資格を有し企業会計・内部統制に関する専門的知見を、社外監査役松木大輔は、弁護士資格を有し企業法務に関する専門的知見を、社外監査役波多野淳は、社会保険労務士資格及び労務全般に関する専門的知見を有しております。監査役としての専門的知見を活かした適正な監査を期待する

とともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するために社外監査役として選任しております。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を基に、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できること、幅広い見識や経験に基づき当社の経営に対して客観的かつ適切な意見を述べることを前提に判断しております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、常勤監査役、内部監査担当者及び会計監査人が原則四半期に1回三様監査を開催し、各監査の結果・改善状況等の情報共有を行っております。

社外監査役に対しては、常勤監査役より詳細な会合内容について共有を行い、必要に応じて社外監査役を含む監査役会として内部監査担当者又は会計監査人との会合等を行うことにより状況把握及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、3名の監査役（常勤監査役秋山裕子、非常勤監査役松木大輔、非常勤監査役波多野淳）で構成され、全員が社外監査役であります。常勤監査役の秋山裕子は、公認会計士の資格を有し、長年監査法人にて上場企業の会計監査に携わってきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査役の松木大輔は、弁護士の資格を有し、法律全般に関する相当程度の知見を有しており、非常勤監査役の波多野淳は、社会保険労務士の資格を有し、労働基準法及び労務に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社の監査役全員が独立社外役員であり、企業のガバナンスの強化に寄与しております。

監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に準拠し、取締役会、監査役会はもとより、リスク・コンプライアンス委員会等の当社重要会議へ出席するほか、当社の監査業務を一層強化するために、往査を含めた監査を実施しております。更に、3名の監査役の中で常勤監査役が中心となり、各部門の実査、従業員からの報告聴取、重要資料の閲覧等を行い、各部門の業務の執行状況の監査を行っております。各監査役は定時監査役会において、それぞれの職務分担に応じて実施した監査結果について報告し、他の監査役との協議を実施しております。また、監査の過程において改善が必要と思われる事実が発見された場合は、取締役会及び内部監査担当者との間で遅滞なく協議をし、改善を求めています。

最近事業年度において監査役会を毎月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秋山 裕子	12回	12回
松木 大輔	12回	12回
波多野 淳	12回	12回

監査役会における具体的な検討内容として、財務諸表の監査、内部統制の評価、業務執行の監督、法令遵守の確認、監査役会の運営、特別な調査や案件の検討、としております。なお、最近事業年度においては、監査法人との協議状況や社内体制整備の進捗等を適宜共有し、経営の持続性の観点から意見交換を行っております。

また、常勤監査役の活動として、企業の業務プロセスを日常的に監査し、その運営が適切に行われているかを確認しております。また、年次及び四半期ごとの財務諸表に対する内部監査を実施し、会計監査人と連携して財務報告の正確性を確認し内部統制の有効性の評価をしております。その他、企業における法令及び規則の遵守状況の確認や、監査役会及び取締役会において、監査活動の結果及び重要な発見事項を報告し、業務改善及びリスク管理に関する助言や提案を行っております。

②内部監査の状況

当社における内部監査は、コーポレート ディビジョン経営管理セクションに所属するマネージャー1名が内部監査を担当しております。ただし、コーポレート ディビジョン経営管理セクションが被監査部門となる場合はクロス監査として他のセクションマネージャー2名が監査の任にあたります。クロス監査の監査人は、事前に代表取締役社長の承認を得ることになっております。

当社の内部監査は、「内部監査規程」に基づき事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認

を得た上で内部監査を実施しております。被監査部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、常勤監査役へ直接報告し、その内容を踏まえ、代表取締役・取締役会・監査役会への報告が行われる体制としております。被監査部門に対しては、監査の結果報告書を提示し、指摘事項に対する改善報告書を内部監査担当者経由で代表取締役社長に提出を義務付けるなど、改善状況のチェックを随時行う体制としております。

③内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査担当者、監査役会、会計監査人は、定期的（3か月に1回）に三様監査を開催しております。具体的には、期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における監査実施状況の報告、期末の監査結果概要報告、監査役監査概要報告等で情報共有及び意見交換を行うことにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。

また、常勤監査役との定期的（月1回）なミーティングを開催し、内部監査の実施状況について詳細な報告や意見交換を行うなど緊密な連携体制を構築することで、監査活動の実効性向上に努めております。

さらに、内部監査部門は、監査結果や重要な指摘事項について、代表取締役及び取締役会に直接報告を行う体制としており、経営層による迅速かつ適切な是正対応が図られるよう、内部監査の独立性および実効性の確保に努めております。

④会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC J a p a n 有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 鈴木 直幸

業務執行社員 清水池 誠

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針につきましては、独立性と客観性、専門性と経験、監査品質と実績、料金とコスト効率、提案内容と対応力、規模とリソースのバランス等に基づいております。当社監査役が監査計画・監査実施状況の報告聴取、監査結果概要の報告聴取等を通じて検討・確認を行い、執行部門と意見交換・調整した上で総合的に判断し監査法人の選任の適否を判断しております。

なお、当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

PwC J a p a n 有限責任監査法人の選定理由としましては、選定された監査法人が当社との取引が過去になく独立性を保持しており、業界に対する深い専門知識と経験を有しているためであります。また、監査品質の高い実績が確認され、提案された料金が適正でコスト効率も優れております。更に、監査法人の提案内容が当社のニーズに的確に 대응しており、十分なリソースを提供できる規模を持っているため選定いたしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、監査法人と監査契約を締結し、会計に関する監査を受けております。当社監査役及び監査役会は、PwC J a p a n 有限責任監査法人について、執行部門及び監査法人から必要な資料を入手の上、監査実施状況及び監査結果に対する説明を同法人より定期的に聴取し、必要事項について適宜説明を求めております。

このような方法に基づき、監査役及び監査役会において同法人による職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性が適切かつ十分であるかの検討及び評価を行った結果、いずれの項目についても必要な基準を満たしていると評価し、特段問題ないものと判断しております。

⑤監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
18	—	32	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人が提供する、業務の範囲及び内容、難易度並びに所要時間等を考慮した上で、公開されている監査報酬との比較・評価を行い、最終的に適正な報酬を決定いたします。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、当社の規模及び業務の特性並びに監査日数や監査時間等を総合的に勘案し、審議の上で会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員報酬等】

①役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、以下の基本方針に基づき決定しております。

- ・会社業績及び部門業績との連動性が高く、公正性、透明性、客観性の高い報酬決定プロセスであること。
- ・取締役会の多様性、及び人格・見識に優れた経営人材を確保できる報酬水準であること。
- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する報酬体系であること。

取締役の個人別報酬の決定方法は、上記基本方針に基づき、会社の業績、経済情勢、同業他社の水準、職責の内容、従業員の給与水準などを総合的に考慮した上で、委員長である取締役今西紘子が報酬委員会における議案を作成します。報酬委員会（取締役会の諮問機関として、社内取締役1名、社外取締役2名、社外監査役1名で構成）においては、個人別報酬を審議し、取締役会において決定しております。

なお、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が報酬委員会で定められた決定方針と整合していることを審議の上、確認しております。故に、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役会で協議し、決定しております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日について、取締役は2025年8月15日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名）、監査役は2018年5月22日であり、監査役の報酬限度額は50百万円以内（決議時点の監査役の員数は1名）と決議されております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、取締役会の諮問に応じて審議及び決定を行う報酬委員会の権限の内容及び裁量の範囲は以下のとおりとなっております。

- 取締役・監査役の報酬等を決定するにあたっての全般的な方針
- 株主総会に付議する取締役・監査役の報酬等に関する議案の原案
- 取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針案
- 取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容
- その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

また、報酬委員会は、その職務執行に必要な事項に関して、取締役、使用人及び会計監査人から随時報告を受けることができ、また必要に応じて会社の費用において、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を起用し、その助言を受け報酬の妥当性を検証することができることとしております。

当社の役員報酬は、関連する法令及び規則に従い決定され、決定内容は有価証券報告書で公開いたします。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2025年5月31日時点

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	152	152	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	0
社外取締役	6	6	—	—	—	2
社外監査役	11	11	—	—	—	3

(注) 上表には、2024年11月30日付で退任した取締役1名を含んでおります。

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有していません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。
- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。
- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤最近5事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）及び当事業年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の財務諸表について、PwC J a p a n有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表について、PwC J a p a n有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人との連携や、各種団体等が主催するセミナー等に積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,747,373	1,825,731
売掛金	510,764	576,745
前渡金	1,220	—
前払費用	71,995	135,877
その他	2,524	7,998
貸倒引当金	△8,231	—
流動資産合計	2,325,647	2,546,352
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	87,003	402,509
車両運搬具（純額）	3,561	12,058
工具、器具及び備品（純額）	24,364	63,723
一括償却資産	29,831	41,204
建設仮勘定	4,903	—
有形固定資産合計	※1 149,665	※1 519,496
無形固定資産		
ソフトウェア	87,097	59,415
ソフトウェア仮勘定	14,140	—
無形固定資産合計	101,238	59,415
投資その他の資産		
出資金	10	10
敷金及び保証金	249,297	274,740
保険積立金	267,364	375,997
長期前払費用	5,171	7,575
繰延税金資産	106,040	108,547
その他	—	8,231
貸倒引当金	—	△8,231
投資その他の資産合計	627,884	766,871
固定資産合計	878,788	1,345,783
資産合計	3,204,435	3,892,135

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	128,161	139,878
未払金	390,143	586,045
未払費用	151,458	263,065
未払法人税等	212,509	18,535
賞与引当金	82,383	150,169
返金負債	12,806	9,014
その他	60,668	90,522
流動負債合計	1,038,130	1,257,231
固定負債		
資産除去債務	12,700	99,579
固定負債合計	12,700	99,579
負債合計	1,050,830	1,356,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	24,698	30,268
資本剰余金合計	24,698	30,268
利益剰余金		
利益準備金	2,287	7,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,529,573	3,889,794
利益剰余金合計	3,531,861	3,897,294
自己株式	△1,439,373	△1,428,656
株主資本合計	2,147,185	2,528,906
新株予約権	6,418	6,418
純資産合計	2,153,604	2,535,325
負債純資産合計	3,204,435	3,892,135

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,407,535
売掛金		767,282
その他		123,000
流動資産合計		3,297,819
固定資産		
有形固定資産		474,265
無形固定資産		37,898
投資その他の資産		
その他		823,387
貸倒引当金		△8,231
投資その他の資産合計		815,156
固定資産合計		1,327,320
資産合計		4,625,140
負債の部		
流動負債		
買掛金		148,529
未払法人税等		293,954
賞与引当金		206,417
その他		808,497
流動負債合計		1,457,399
固定負債		
資産除去債務		100,125
固定負債合計		100,125
負債合計		1,557,524
純資産の部		
株主資本		
資本金		30,000
利益剰余金		3,361,937
自己株式		△330,740
株主資本合計		3,061,196
新株予約権		6,418
純資産合計		3,067,615
負債純資産合計		4,625,140

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)		当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
	売上高	5,840,727		7,147,966
売上原価	739,889		758,729	
売上総利益	5,100,838		6,389,237	
販売費及び一般管理費	※1 3,900,880		※1 5,685,384	
営業利益	1,199,958		703,852	
営業外収益				
受取利息	9		899	
助成金収入	—		1,600	
雑収入	66		66	
営業外収益合計	75		2,566	
営業外費用				
長期前払費用償却	1,666		1,666	
その他	—		13	
営業外費用合計	1,666		1,680	
経常利益	1,198,367		704,739	
特別利益				
固定資産売却益	—		※3 2,232	
特別利益合計	—		2,232	
特別損失				
固定資産除却損	※2 1,297		—	
特別損失合計	1,297		—	
税引前当期純利益	1,197,069		706,972	
法人税、住民税及び事業税	384,037		215,821	
法人税等調整額	△42,684		△2,506	
法人税等合計	341,353		213,314	
当期純利益	855,716		493,657	

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)		当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入高	739,889	100.0	758,729	100.0

(注) 内容は、転職プラットフォーム運営企業等の外部媒体に対するサービス利用料であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
売上高	※1 4,473,292
売上原価	462,250
売上総利益	4,011,041
販売費及び一般管理費	※2 3,171,226
営業利益	839,815
営業外収益	
受取利息	1,468
助成金収入	1,600
営業外収益合計	3,068
営業外費用	
長期前払費用償却	833
株式交付費	3,000
その他	44
営業外費用合計	3,877
経常利益	839,006
税引前中間純利益	839,006
法人税、住民税及び事業税	294,179
法人税等調整額	△52,435
法人税等合計	241,744
中間純利益	597,262

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	30,000	—	—	—	—	2,699,019	2,699,019	△1,859,628	869,391	6,418	875,810
当期変動額											
剰余金の配当					2,287	△25,162	△22,875		△22,875		△22,875
当期純利益						855,716	855,716		855,716		855,716
自己株式の処分			24,698	24,698				420,255	444,953		444,953
当期変動額合計	—	—	24,698	24,698	2,287	830,553	832,841	420,255	1,277,794	—	1,277,794
当期末残高	30,000	—	24,698	24,698	2,287	3,529,573	3,531,861	△1,439,373	2,147,185	6,418	2,153,604

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	30,000	—	24,698	24,698	2,287	3,529,573	3,531,861	△1,439,373	2,147,185	6,418	2,153,604
当期変動額											
剰余金の配当					5,212	△133,437	△128,225		△128,225		△128,225
当期純利益						493,657	493,657		493,657		493,657
自己株式の処分			5,570	5,570				10,716	16,287		16,287
当期変動額合計	—	—	5,570	5,570	5,212	360,220	365,432	10,716	381,720	—	381,720
当期末残高	30,000	—	30,268	30,268	7,500	3,889,794	3,897,294	△1,428,656	2,528,906	6,418	2,535,325

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,197,069	706,972
減価償却費	75,530	111,440
敷金償却額	7,776	6,583
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,231	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	51,206	67,786
受取利息及び受取配当金	△9	△899
有形固定資産除却損	1,297	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	△2,232
売上債権の増減額 (△は増加)	△78,579	△76,842
前払費用の増減額 (△は増加)	11,429	△63,881
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,242	11,185
未払金の増減額 (△は減少)	44,775	234,354
未払費用の増減額 (△は減少)	△918	111,606
その他	△3,602	12,057
小計	1,304,965	1,118,128
利息及び配当金の受取額	9	899
法人税等の支払額	△242,119	△409,656
法人税等の還付額	777	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,063,632	709,372
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△134,689	△380,802
有形固定資産の売却による収入	—	5,285
無形固定資産の取得による支出	△121,827	△2,915
敷金及び保証金の差入による支出	△159,581	△32,124
保険積立金の積立による支出	△97,440	△108,632
その他	△14	112
投資活動によるキャッシュ・フロー	△513,553	△519,076
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△19,467	—
自己株式の処分による収入	444,953	16,287
配当金の支払額	△22,875	△128,225
財務活動によるキャッシュ・フロー	402,611	△111,937
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	952,689	78,357
現金及び現金同等物の期首残高	794,683	1,747,373
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,747,373	※ 1,825,731

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	839,006
減価償却費	69,514
敷金償却額	3,437
賞与引当金の増減額 (△は減少)	56,248
受取利息及び受取配当金	△1,468
売上債権の増減額 (△は増加)	△179,390
前払費用の増減額 (△は増加)	14,988
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,158
未払金の増減額 (△は減少)	△239,992
未払消費税等の増減額 (△は減少)	86,962
その他	8,802
小計	668,266
利息及び配当金の受取額	1,468
法人税等の支払額	△18,760
営業活動によるキャッシュ・フロー	650,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,697
敷金及び保証金の差入による支出	△1,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の処分による収入	10,635
配当金の支払額	△75,606
財務活動によるキャッシュ・フロー	△64,971
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	581,804
現金及び現金同等物の期首残高	1,825,731
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,407,535

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
--------	-------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア (自社利用)	3～5年
---------------	------

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する人材紹介事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。

当社は顧客である求人企業に対して、求職者の紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で履行義務が充足したと判断し、収益を認識しております。なお、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金すると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を返金負債に計上しております。取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出しが可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
--------	-------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア (自社利用)	3～5年
---------------	------

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する人材紹介事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は顧客である求人企業に対して、求職者の紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で履行義務が充足したと判断し、収益を認識しております。なお、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金すると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を返金負債に計上しております。取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出しが可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

1. 資産除去債務

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
資産除去債務	12,700	99,579

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務があるオフィス設備における不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、除去サービスを行う業者など第三者からの情報及び賃貸借契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率（現行0.591～1.254%）で割引いて計算しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	115,299千円	178,996千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約又は貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,800,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	1,800,000	1,800,000

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78.7%、当事業年度77.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21.3%、当事業年度22.8%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)	当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
給与手当	897,529千円	1,473,283千円
広告宣伝費	804,084	719,496
販売促進費	720,043	1,549,253
減価償却費	75,530	111,440
賞与引当金繰入額	57,721	67,786
貸倒引当金繰入額	8,231	—

※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)	当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
工具、器具及び備品	1,297千円	—千円
車両運搬具	0	—
計	1,297	—

※3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)	当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
車両運搬具	—千円	2,232千円
計	—	2,232

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,000,000	—	—	9,000,000
合計	9,000,000	—	—	9,000,000
自己株式				
普通株式（注）1	4,425,000	—	1,000,000	3,425,000
合計	4,425,000	—	1,000,000	3,425,000

(注) 1. 自己株式数の減少1,000,000株は、株主総会決議による自己株式の処分によるものであります。

2. 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,418
合計		—	—	—	—	6,418

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年8月18日 定時株主総会	普通株式	22,875	5.0	2023年5月31日	2023年8月21日

(注) 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年8月16日 定時株主総会	普通株式	128,225	利益剰余金	23.0	2024年5月31日	2024年8月19日

(注) 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,000,000	—	—	9,000,000
合計	9,000,000	—	—	9,000,000
自己株式				
普通株式（注）1	3,425,000	—	25,500	3,399,500
合計	3,425,000	—	25,500	3,399,500

（注）1. 自己株式数の減少25,500株は、株主総会決議による自己株式の処分によるものであります。

2. 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,418
合計		—	—	—	—	6,418

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年8月16日 定時株主総会	普通株式	128,225	23.0	2024年5月31日	2024年8月19日

（注）当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年8月15日 定時株主総会	普通株式	75,606	利益剰余金	13.5	2025年5月31日	2025年8月18日

（注）当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自2023年6月1日 至2024年5月31日）	当事業年度 （自2024年6月1日 至2025年5月31日）
現金及び預金勘定	1,747,373千円	1,825,731千円
現金及び現金同等物	1,747,373	1,825,731

(金融商品関係)

前事業年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、オフィス等の不動産賃貸契約書に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、当社の社内規程に従って入金期日及び残高管理を行っており、回収懸念先については、コーポレート・ディビジョン財務経理セクションにて進捗状況を把握することでリスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	249,297	188,841	△60,456
資産計	249,297	188,841	△60,456

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	188,841	—	188,841
資産計	—	188,841	—	188,841

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった回収予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債金利等、適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、オフィス等の不動産賃貸契約書に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、当社の社内規程に従って入金期日及び残高管理を行っており、回収懸念先については、コーポレート・ディビジョン財務経理セクションにて進捗状況を把握することでリスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰り状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	274,740	210,609	△64,131
資産計	274,740	210,609	△64,131

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	210,609	—	210,609
資産計	—	210,609	—	210,609

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった回収予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債金利等、適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプションの単位あたりの本源的価値は零であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 350,000株	当社普通株式 500,000株
付与日	2022年12月26日	2022年12月26日
権利確定条件	2024年5月期から2026年5月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が5,455百万円以上であること。 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自2022年12月26日 至2024年12月26日	自2022年12月26日 至2024年12月26日
権利行使期間	自2024年12月27日 至2032年11月26日	自2024年12月27日 至2032年11月26日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 60,000株	当社普通株式 62,000株
付与日	2022年12月26日	2022年12月26日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者の地位を有していること。 2024年5月期から2026年5月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が5,455百万円以上であること。 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権の半数に相当する数を、2年後以降に全部の新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自2022年12月26日 至2024年12月26日	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自2024年12月27日 至2032年11月26日	自2024年12月27日 至2032年11月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	350,000	500,000	60,000	62,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	350,000	500,000	60,000	62,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	320	320	320	320
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び修正簿価純資産法の折衷法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 255,636千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプションの単位あたりの本源的価値は零であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 350,000株	当社普通株式 300,000株
付与日	2022年12月26日	2022年12月26日
権利確定条件	2024年5月期から2026年5月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が5,455百万円以上であること。 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自2022年12月26日 至2024年12月26日	自2022年12月26日 至2024年12月26日
権利行使期間	自2024年12月27日 至2032年11月26日	自2024年12月27日 至2032年11月26日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 58,000株	当社普通株式 62,000株
付与日	2022年12月26日	2022年12月26日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者の地位を有していること。 2024年5月期から2026年5月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が5,455百万円以上であること。 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権の半数に相当する数を、2年後以降に全部の新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自2022年12月26日 至2024年12月26日	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自2024年12月27日 至2032年11月26日	自2024年12月27日 至2032年11月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	350,000	500,000	60,000	62,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	2,000	—
放棄	—	200,000	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	350,000	300,000	58,000	62,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	320	320	320	320
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び修正簿価純資産法の折衷法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 299,530千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	22,732千円
賞与引当金	28,504
社会保険料	4,352
減価償却超過額	7,067
繰延資産	21,813
資産除去債務	10,565
その他	11,005
繰延税金資産合計	106,040
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産 (負債) の純額	106,040

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年5月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.1
法人税額の特別控除	△4.7
その他	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5

当事業年度 (2025年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,952千円
賞与引当金	51,958
社会保険料	7,751
減価償却超過額	11,644
繰延資産	14,912
資産除去債務	43,932
その他	6,027
繰延税金資産合計	138,179
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△29,631
繰延税金負債合計	△29,631
繰延税金資産 (負債) の純額	108,547

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年5月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.1
法人税額の特別控除	△4.3
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.591%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
期首残高	12,700千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
期末残高	12,700

当事業年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.591~1.254%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
期首残高	12,700千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	86,517
時の経過による調整額	361
期末残高	99,579

(収益認識関係)

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、人材紹介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は人材紹介事業による手数料のみであることから、収益の分解情報については記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
注記事項（重要な会計方針）「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性に乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、人材紹介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は人材紹介事業による手数料のみであることから、収益の分解情報については記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
注記事項（重要な会計方針）「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性に乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

当社は、人材紹介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

当社は、人材紹介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報
 - (1) 売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
 - (2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
3. 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	奥山貴広	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 35.4	当社代表取締役社長	自己株式の処分 (注) 1	192,800	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ブリッジインベストメント	東京都渋谷区	3,340	資産管理会社	(被所有) 直接 56.5	役員の兼任	自己株式の処分 (注) 2	252,153	-	-

(注) 1. 自己株式の処分については、直近の取引価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

2. 自己株式の処分については、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び修正簿価純資産法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間で協議の上、決定した価格であります。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

	当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
1株当たり純資産額	192.57円
1株当たり当期純利益	84.24円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
当期純利益（千円）	855,716
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	855,716
普通株式の期中平均株式数（株）	10,157,650
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の数972,000個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

	当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
1株当たり純資産額	225.78円
1株当たり当期純利益	44.18円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
当期純利益（千円）	493,657
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	493,657
普通株式の期中平均株式数（株）	11,173,964
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の数770,000個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年6月1日 至2025年5月31日）

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会及び2025年8月15日開催の定時株主総会において、ギークリー従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を割当先とする自己株式の処分を行うことを決議し、以下のとおり、自己株式の処分を実施いたしました。

1. 処分の概要

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 払込期日 | 2025年8月28日 |
| (2) 処分株式の種類及び数 | 当社普通株式 15,000株 |
| (3) 処分価格 | 自己株式1株につき 金709円 |
| (4) 処分総額 | 10,635,000円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当の方法による処分 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、本持株会の会員資格のある当社の従業員のうち、本制度に同意する者と会社が、共通の有益性をもつ機会の創出を目的としております。

(株式の分割、自己株式の消却及び単元株制度の導入)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で株式分割を行うとともに、同日をもって自己株式を消却いたしました。

また、2025年8月15日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年9月1日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数を変更するとともに、同日をもって単元株制度を採用しております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2025年8月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	9,000,000株
今回の株式分割により増加する株式数	9,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	18,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	51,220,000株

③株式分割の効力発生日

2025年8月31日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものとして仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 自己株式の消却

(1) 自己株式の消却を行う理由

今後の資本政策を考慮するとともに、株式価値の向上を図るために自己株式の消却を実施いたしました。

(2) 自己株式消却の内容

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の総数	5,195,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合28.9%)
③消却実施日	2025年8月31日
④消却後の発行済株式総数	12,805,000株

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(新株予約権の発行)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会及び2025年8月15日開催の定時株主総会において、当社取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議し、2025年8月31日に発行いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約又は貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年11月30日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,800,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,800,000

(中間損益計算書関係)

※1 売上高の季節的変動

当中間会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

当社の売上高は、4月入社を前提とした求職者が多いことや、年度替わり・賞与支給後のタイミング等に転職ニーズが高まりやすい日本の採用慣行の影響を受け、第4四半期、特に4月に集中する傾向にあり、業績に季節的変動があります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
給与手当	909,531千円
販売促進費	1,100,977
賞与引当金繰入額	56,248

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
現金及び預金勘定	2,407,535千円
現金及び現金同等物	2,407,535

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年8月15日 定時株主総会	普通株式	75,606千円	13.5	2025年5月31日	2025年8月18日	利益剰余金

(注) 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の処分)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会において、当社従業員持株会を引受先とした第三者割当による自己株式の処分を決議し、2025年8月15日開催の定時株主総会決議を経て、2025年8月28日付で自己

株式15,000株を処分いたしました。これにより、資本剰余金が4,331千円増加し、自己株式が6,303千円減少しております。

(自己株式の消却)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で自己株式5,195,000株の消却を実施いたしました。これにより、資本剰余金及び自己株式が1,091,612千円それぞれ減少しております。なお、自己株式の消却によりその他資本剰余金の残高が負の値となったため、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金から減額しております。

これらの結果などにより、当中間会計期間末において、資本剰余金は一千円、利益剰余金は3,361,937千円、自己株式は330,740千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

当社は、人材紹介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、人材紹介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は人材紹介事業による手数料のみであることから、収益の分解情報については記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり中間純利益	53円25銭
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	597,262
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	597,262
普通株式の期中平均株式数 (株)	11,216,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第5回新株予約権 (新株予約権の数34,000個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	143,218	336,589	—	479,807	77,297	21,083	402,509
車両運搬具	7,127	15,806	7,127	15,806	3,747	4,737	12,058
工具、器具及び備品	41,994	53,624	—	95,618	31,895	14,265	63,723
一括償却資産	67,721	39,538	—	107,259	66,055	28,166	41,204
建設仮勘定	4,903	368,517	373,420	—	—	—	—
有形固定資産計	264,964	814,075	380,547	698,492	178,996	68,252	519,496
無形固定資産							
ソフトウェア	132,673	15,505	—	148,178	88,762	43,187	59,415
ソフトウェア仮勘定	14,140	—	14,140	—	—	—	—
無形固定資産計	146,813	15,505	14,140	148,178	88,762	43,187	59,415
長期前払費用	5,171	6,344	3,940	7,575	—	—	7,575

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	本社移転工事	302,808千円
	他オフィス新設及び改装工事等	33,780千円
車両運搬具	社用車の購入	15,499千円
工具、器具及び備品	社内インフラ整備	24,954千円
	本社移転工事	18,848千円
一括償却資産	従業員用PCの購入	29,038千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェアの開発費	15,505千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	他科目への振替	373,420千円
ソフトウェア仮勘定	他科目への振替	14,140千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,231	—	—	8,231
賞与引当金	82,383	150,169	82,383	150,169

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,825,731
小計	1,825,731
合計	1,825,731

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社D i r b a t o	20,457
株式会社ノースサンド	17,215
パーソルクロステクノロジー株式会社	10,376
ユナイテッドグロウ株式会社	10,352
株式会社B R E X A T e c h n o l o g y	8,144
その他	510,199
合計	576,745

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
510,764	7,972,943	7,906,962	576,745	93.2	24.9

ハ. 敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社F E L	125,955
東急株式会社	95,018
東急リアル・エステート投資法人	29,415
コウヅキキャピタル株式会社	18,585
株式会社ハイウエービル	5,546
その他	220
合計	274,740

ニ. 保険積立金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ブルデンシャル生命保険株式会社	375,997
合計	375,997

②流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社ビズリーチ	77,369
パーソルキャリア株式会社	20,817
エン株式会社	16,244
株式会社アトラエ	8,103
p a i z a 株式会社	5,160
その他	12,182
合計	139,878

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
グーグル合同会社	244,992
株式会社博報堂	187,371
株式会社A l l A d s	43,010
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド	12,512
東京労働局	11,467
その他	86,691
合計	586,045

ハ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
給与	167,309
社会保険料	63,707
その他	32,047
合計	263,065

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1 無料 （注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://corp.geekly.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年7月31日	奥山 貴広	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社ブリッジインベストメント 代表取締役 奥山 貴広	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-C	特別利害関係者等(役員等に総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	5,100,000	1,071,650,250 (210.1275) (注)4	資産管理会社への譲渡
2023年7月31日	奥山 貴広	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社アーキスト 代表取締役 奥山 貴広	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-C	特別利害関係者等(役員等に総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	900,000	189,114,750 (210.1275) (注)4	資産管理会社への譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年6月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 移動価格は、直近の取引価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	株式（2）	株式（3）
発行（処分）年月日	2023年7月31日	2024年5月30日	2024年8月30日
種類	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）
発行（処分）数	1,200,000株 （注）7	800,000株 （注）7	22,000株 （注）7
発行（処分）価格	210.1275円 （注）4, 7	241円 （注）5, 7	291.5円 （注）5, 7
資本組入額	— （注）6	— （注）6	— （注）6
発行（処分）価額の総額	252,153,000円	192,800,000円	6,413,000円
資本組入額の総額	— （注）6	— （注）6	— （注）6
発行（処分）方法	第三者割当による自己株式の処分となります。	第三者割当による自己株式の処分となります。	第三者割当による自己株式の処分となります。
保有期間等に関する確約	—	—	（注）2

項目	株式（4）	株式（5）	新株予約権（1）
発行（処分）年月日	2025年2月28日	2025年8月28日	2025年8月31日
種類	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）	第5回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	29,000株 （注）7	30,000株 （注）7	普通株式 34,000株
発行（処分）価格	340.5円 （注）5, 7	354.5円 （注）5, 7	355円 （注）5
資本組入額	— （注）6	— （注）6	177.5円
発行（処分）価額の総額	9,874,500円	10,635,000円	12,070,000円
資本組入額の総額	— （注）6	— （注）6	6,035,000円
発行（処分）方法	第三者割当による自己株式の処分となります。	第三者割当による自己株式の処分となります。	2025年8月15日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）3

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- す。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年5月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヵ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有するなどの確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 処分価格は、直近の取引価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 処分価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び修正簿価純資産法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
6. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
7. 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「発行（処分）数」及び「発行（処分）価格」は当該株式分割後の「発行（処分）数」及び「発行（処分）価格」を記載しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権（1）
行使時の払込金額	1株につき 355円
行使期間	自 2027年8月16日 至 2035年7月15日
行使の条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
株式会社ブリッジインベストメント 代表取締役 奥山 貴広 資本金3百万円	東京都渋谷区道玄坂 一丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル 2F-C	資産管理	1,200,000	252,153,000 (210.1275)	特別利害関係者等 (役員等に総株主の議決 権の過半数が所有されて いる会社、大株主上位10 名)

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
奥山 貴広	東京都渋谷区	会社役員	800,000	192,800,000 (241)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、 大株主上位10名)

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
ギークリー従業員持株会 理事長 矢田 百合	東京都渋谷区渋谷二 丁目17番1号	当社の従業員 持株会	22,000	6,413,000 (291.5)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式（4）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
ギークリー従業員持株会 理事長 矢田 百合	東京都渋谷区渋谷二 丁目17番1号	当社の従業員 持株会	29,000	9,874,500 (340.5)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式（5）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
ギークリー従業員持株会 理事長 矢田 百合	東京都渋谷区渋谷二 丁目17番1号	当社の従業員 持株会	30,000	10,635,000 (354.5)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
永井 正樹	—	会社役員	34,000	12,070,000 (355)	特別利害関係者等 (当社取締役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ブリッジインベストメント (注) 1, 3	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-C	6,300,000	49.28
奥山 貴広(注) 1, 2	東京都渋谷区	4,650,000 (700,000)	36.37 (5.48)
株式会社アーキスト(注) 1, 3	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-C	900,000	7.04
西内 信(注) 4	—	400,000 (400,000)	3.13 (3.13)
浅野 大樹人(注) 4	—	200,000 (200,000)	1.56 (1.56)
永井 正樹(注) 4	—	134,000 (134,000)	1.05 (1.05)
ギークリー従業員持株会(注) 1	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	81,000	0.63
中嶋 孝太	東京都品川区	20,000 (20,000)	0.16 (0.16)
—(注) 5	—	16,000 (16,000)	0.13 (0.13)
—(注) 5	—	16,000 (16,000)	0.13 (0.13)
—(注) 5	—	16,000 (16,000)	0.13 (0.13)
—(注) 5	—	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
—(注) 5	—	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
—(注) 5	—	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
—(注) 5	—	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
—(注) 5	—	4,000 (4,000)	0.03 (0.03)
—(注) 5	—	4,000 (4,000)	0.03 (0.03)
青木 奈美	石川県金沢市	4,000 (4,000)	0.03 (0.03)
計	—	12,785,000 (1,554,000)	100.00 (12.15)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(役員等に総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

4. 特別利害関係者等(当社取締役)

5. 当社従業員

6. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. 当社は自己株式を1,574,000株所有しております。

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

株式会社ジークリー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 直幸

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

清水池 誠

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジークリーの2023年6月1日から2024年5月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジークリーの2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

株式会社ジークリー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木 直幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水池 誠

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジークリーの2024年6月1日から2025年5月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジークリーの2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月16日

株式会社ジークリー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木 直幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水池 誠

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジークリーの2025年6月1日から2026年5月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジークリーの2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上